

豊中市学校施設整備方針(素案)

豊中市教育委員会
令和8年7月

目次

第1章 学校施設の現状	1
1. 方針策定の背景と目的.....	1
2. 本方針の位置づけ.....	1
3. 本方針の基本的な考え方	2
第2章 安全・安心な学びの環境の確保.....	3
1. 学びの環境の確保について	3
2. 整備手法の検討における考え方	3
3. 整備手法について.....	4
4. 最適な整備手法の選定について.....	6
5. 市の保有する土地の活用について.....	8
6. 選択する整備手法ごとのシミュレーション	8
第3章 標準仕様の設定	10
1. 標準仕様を定める意義.....	10
2. 基本理念	10
3. 学校施設の建築計画	17
第4章 学校施設の複合化と多機能化	21
1. 学校施設の複合化・多機能化の考え方	21
2. 複合化が考えられる市有施設	22
3. 複合化を行う施設の選定について.....	25
4. 多機能化が考えられる学校施設	26
5. 複合化・多機能化における留意事項と課題への対応	27
第5章 LCC(ライフサイクルコスト)の最適化.....	29
1. LCC最適化のための検討事項	29
2. 企画段階の検討ポイント.....	30
3. 設計段階の検討ポイント.....	35
4. 契約段階の検討ポイント.....	37
第6章 整備に伴う影響	42
1. 学校教育活動への影響.....	42
2. 通学への影響.....	43
3. 放課後こどもクラブ事業及び校庭開放事業への影響	43
4. 学校体育施設開放事業への影響	43
5. 避難所への影響.....	44
第7章 計画的な学校整備に向けて.....	45
1. 整備手法などの検討時期について	45
2. 整備プロセスと推進体制.....	47

第1章 学校施設の現状

1. 方針策定の背景と目的

本市では、限られた財源を有効活用し、公共施設を将来にわたり安定的に維持運営するため、豊中市公共施設等総合管理計画(以下「総合管理計画」という。)に基づき、市民ニーズや社会状況に適応した施設運営を進めています。また、公共施設の総延床面積の約半分を占める学校施設については、この総合管理計画と学校施設の計画的な維持管理の方向性を示す豊中市学校施設長寿命化計画(以下「長寿命化計画」という。)に基づき、これまで計画的な維持管理を進めてきました。

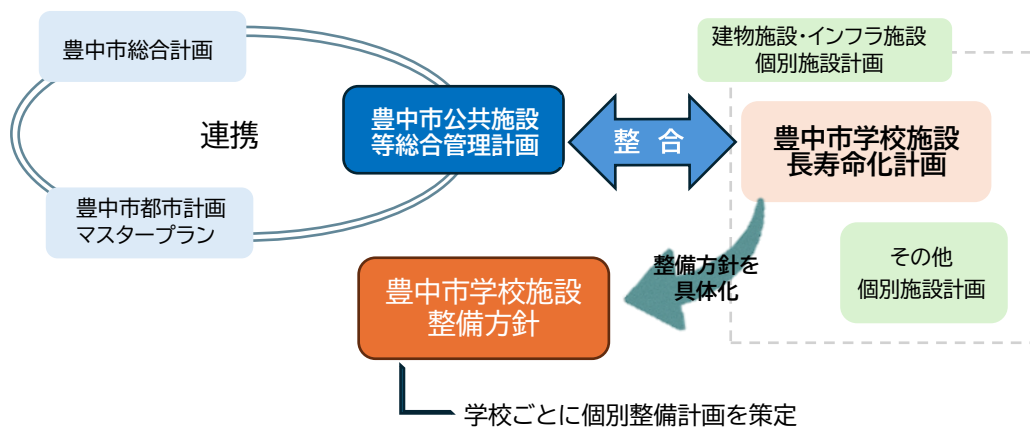
しかしながら、本市の小・中学校の多くは、1960年代から1970年代にかけて建設されたものであり、令和8年現在、築後50年以上が経過した建物が約60%を占めるなど、施設の老朽化が深刻な状況にあります。

学校施設は、児童・生徒が多くの時間を過ごす教育の場であるだけでなく、地域コミュニティの拠点や避難所としての重要な役割も担っており、「地域とともにある学校」として、その機能を適切に維持し、安全・安心な教育環境を将来にわたって確保していくことが喫緊の課題となっています。また、社会情勢や教育制度の変化に柔軟に対応できる施設として整備(改築、増築等の方法により施設環境を整えることをいう。以下同じ。)していくことも不可欠です。

このような状況を踏まえ、児童・生徒の教育環境への影響を最小限に抑えながら、学校施設を計画的かつ経済的に整備していくこと及び整備する学校に備えるべき機能、整備手法等を具体的に示すことを目的として豊中市学校施設整備方針(以下「本方針」という。)を策定します。

2. 本方針の位置づけ

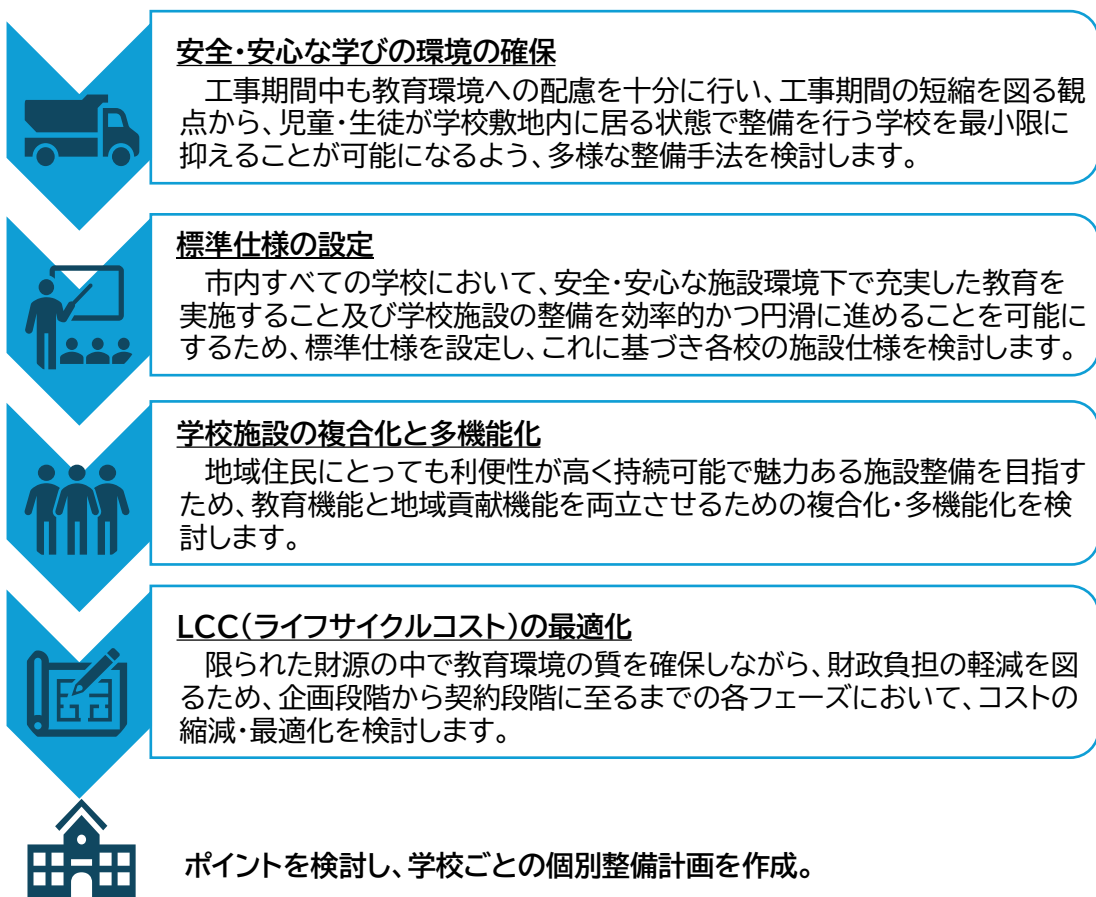
本方針は、長寿命化計画に基づき、本市の学校を整備する際の基本的な考え方を定めるものです。各学校の整備時には、本方針に基づき、学校ごとの個別整備計画をそれぞれ策定します。



3. 本方針の基本的な考え方

学校施設の整備に当たっては、建物の最大使用年数を築後 80 年とし、今後の人口推移や本市における小中一貫教育の推進状況等を踏まえ、原則として築年数の古い学校から順に整備を進めます。

また、個別の学校整備を検討する際には、未来の教育環境の創造、地域社会との共生、そして本市の財政的な持続可能性の確保という観点から、以下の 4 点を重要な視点として設定します。個別の学校整備に当たっては、視点ごとに教育環境の充実及び整備費用の効率化について検討を行い、学校ごとの個別整備計画を策定します。各視点の詳細については、次章以降で説明します。



第2章 安全・安心な学びの環境の確保

1. 学びの環境の確保について

学校施設の整備を行う際、校舎の解体工事や建設工事から発生する大きな振動や騒音により教職員の声が聞き取りにくくなったり、児童・生徒の集中力が途切れたりする等、工事は、児童・生徒の教育環境に悪影響を及ぼす可能性があります。また、児童・生徒が学校敷地内に居る状態で工事が実施された場合、工事に使えるスペースが制限され、整備に要する工事期間が伸びることも考えられます。

そのため、学校施設の整備に当たっては、工事期間中も教育環境への配慮を十分に行い、工事期間の短縮を図る観点から、児童・生徒が学校敷地内に居る状態で整備を行う学校を最小限に抑えることが可能になるよう、多様な整備手法を検討します。

2. 整備手法の検討における考え方

学校施設の整備は、限られた財源と人的資源の中で計画を進めることが求められます。そのため、以下の3点を基本方針として、整備手法の検討を進めます。

① 市及び民間の資産を最大限に活用

児童・生徒が学校敷地内に居ない状態で整備を行うためには、敷地外に仮設校舎を建設することが有効です。しかし、限られた財源の中で整備を進めるには、新たな用地取得や池の埋め立て等の大規模な造成を避ける必要があります。このため、市が保有する公園や学校の跡地等の大規模な土地を仮設校舎(用地の交換が可能な場合は、本校舎)の用地として活用することや、廃校となった学校を仮設校舎として活用することを可能な限り検討します。これに加え、財政負担が軽い場合には、民間が所有する土地や建物の活用も検討します。市及び民間の資産を柔軟に活用することで、コスト効率を高め、スピーディーな整備の実現を目指します。

② 複数校を地域単位で一体的に整備

学校施設の整備を進めるに当たり、仮設校舎の建設や工事期間中の屋外運動場の確保など、学校単位では対応が難しい課題が生じることが想定されます。また、複数校の整備時期が重なり、財政面で大きな負担となる可能性があります。こうした課題を踏まえ、整備は、学校ごとに個別に進めるのではなく、周辺の未整備校を含めた複数校を一体的・連続的に整備することを検討します。複数校を一体的に整備することで、工事期間中の仮設校舎や屋外運動場の共用等の柔軟な運用を可能とし、整備の効率性を高めることを目指します。

③ 公共交通機関やスクールバスの活用を検討

学校の工事期間中は、一時的に通学路の変更が生じる可能性があります。児童・生徒の安全を最優先に考慮し、適切な通学時間を維持するために、必要に応じて公共交通機関の活用、スクールバスの導入等、徒歩以外の通学方法を含めた柔軟な対応を検討します。

3. 整備手法について

学校施設の整備を行う際は、上記の考え方を踏まえ、複数の整備手法の検討を行います。

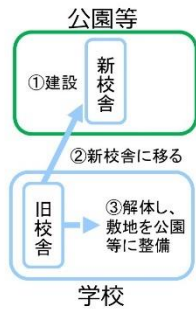
■整備手法の分類

	近隣に未整備の学校あり	近隣に未整備の学校なし
大規模な土地あり	用地交換が可能 →①拠点校方式(用地交換あり) 用地交換が不可 →②拠点校方式(用地交換なし)	用地交換が可能 →③個別校と用地交換 用地交換が不可 →④仮設校舎を建設し単独で利用
大規模な土地なし	⑤二校連続整備	⑥単独整備(1期工事) ⑦単独整備(ローリング)
空き校舎・民間の建物あり	⑧空き校舎・民間の建物を仮設校舎として使用	⑧空き校舎・民間の建物を仮設校舎として使用

■整備手法の詳細

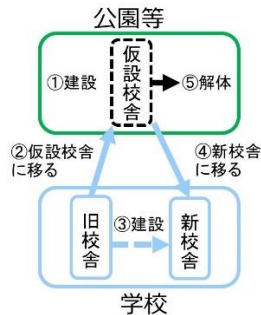
整備手法	概要
① 拠点校方式 (用地交換あり)	<p>近隣に未整備の学校があり、校舎及び屋外運動場を設置できる大規模な土地が存在し、学校と当該土地の用地交換が可能な場合、まず、当該土地に校舎及び屋外運動場を本設で整備します。その後、建設された新校舎又は旧校舎を周辺の学校の仮設校舎として活用し、周辺の学校を順番に整備します。 最終的に、旧学校敷地を、新たに整備し、活用します。</p>
② 拠点校方式 (用地交換なし)	<p>近隣に他に未整備の学校があり、かつ、校舎(及び屋外運動場)を設置できる大規模な土地が存在するものの、学校と当該土地の敷地交換ができない場合、当該土地に仮設校舎(可能な場合は、屋外運動場を含む。)を建設し、周辺の学校の仮設校舎として活用します。</p>

③個別校と用地交換



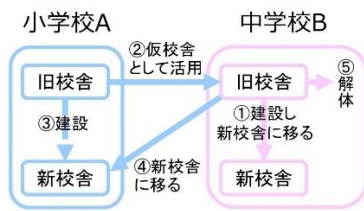
近隣に他に未整備の学校がなく、かつ、校舎及び屋外運動場を設置できる大規模な土地が存在し、学校と当該土地の敷地交換が可能な場合、当該土地に校舎及び屋外運動場を本設整備します。最終的に、旧学校敷地を、新たに整備し、活用します。

④仮設校舎を建設し単独で利用



近隣に他に未整備の学校がなく、かつ、校舎(及び屋外運動場)を設置できる大規模な土地が存在するものの、学校と当該土地の敷地交換ができない場合、当該土地に仮設校舎(可能な場合は、屋外運動場を含む。)を建設し、当該学校の仮設校舎として活用します。

⑤二校連続整備



2つの学校が近接している場合、まず、先に整備を行う学校の屋外運動場に当該学校の新校舎を建設します。その後、旧校舎を次に整備を行う学校の仮設校舎として活用し、順次整備を進めます。

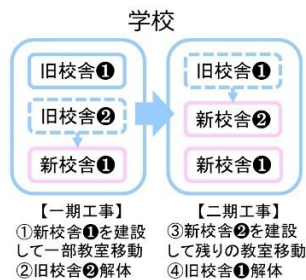
なお、小学校と中学校が隣接している場合には、特定の児童・生徒について、小学校及び中学校のいずれも在学期間が整備期間と重複してしまうことがないように配慮し、中学校の整備を先行して行います。

⑥単独整備(1期工事)



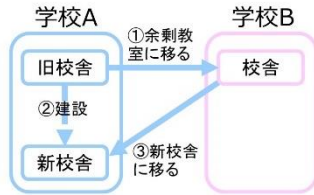
近隣に大規模な土地や他の学校がない場合、整備をする学校の屋外運動場部分に新校舎を建設し、完成後に旧校舎を撤去します。

⑦単独整備(ローリング)



近隣に大規模な土地や他の学校がない場合であり、かつ、屋外運動場が狭小である場合は、当該屋外運動場部分等に、工事を2期以上に分けて段階的に新校舎を建設します。

⑧ 空き校舎・
民間の建物を
仮設校舎とし
て使用



近隣に空き教室のある学校や、大規模な民間施設がある場合、工事期間中に一時的に同居します。

4. 最適な整備手法の選定について

学校ごとの最適な整備手法は、以下の3つの観点に基づき選定します。

① 教育環境への影響の比較

整備に当たっては、児童・生徒の教育環境への影響を最小限に抑えることを最優先し、できる限り多くの児童・生徒が工事の影響を避けられる手法を優先的に検討します。また、二校連続整備のように、ある学校について児童・生徒が学校敷地内に居る状態で整備を行う場合であっても、他の学校が工事の影響を受けずに済む状況が確保できる場合には、可能な限り教育環境への影響を最小限に抑える観点から、当該手法を優先的に採用します。

② 特有のコストの比較

選択する整備手法によっては、仮設校舎の建設、通学路の変更に伴う公共交通機関の利用等、特有のコストが発生する場合があります。このような場合には、こうした追加的なコストが少ない手法を優先的に検討します。また、仮設校舎の建設等でコストが増加する手法であっても、複数校を対象とした整備全体で見た際に、コストの抑制や整備の効率化が図れる場合には、当該手法を優先的に検討します。

③ 工事期間の比較

仮設校舎の建設は、追加的なコストが発生するだけでなく、整備完了までの工期が延びる要因にもなります。また、1校のみを対象とした整備においてローリング方式を採用する場合、校舎の解体と新築を段階的に(2期以上に分けて)実施する必要があるため、全体の工期が大幅に伸びることが想定されます。そのため、児童・生徒の教育環境への影響を最小限に抑えるため、工期が短縮される手法を優先して検討します。

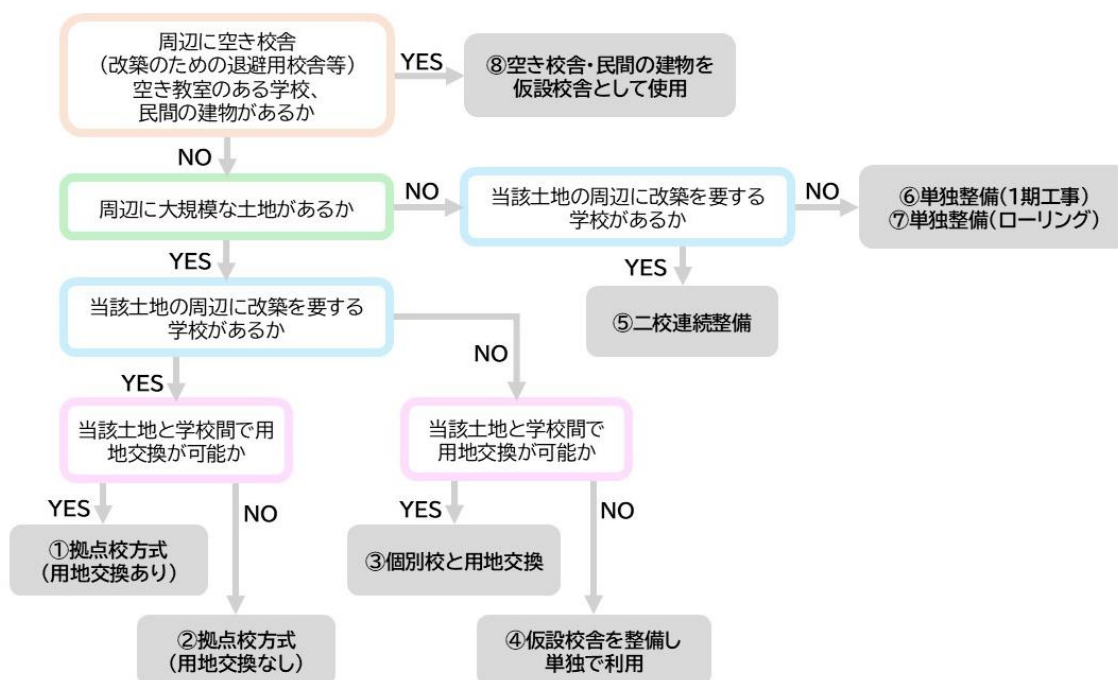
上記の各観点を総合的に評価した結果、学校施設の整備手法の優先順位は、以下のとおりとなります。学校ごとの整備手法の検討に当たっては、原則としてこの優先順位に基づき、上位のものから検討を行います。

ただし、個別の学校や地域における特有の事情等により、優先順位が下位の手法であっても、教育環境への影響、特有のコスト及び工事期間の観点から総合的に有利と判断された場合には、当該手法を採用することとします。

■整備手法の優先順位

	教育環境への影響	特有のコスト	工事期間	優先順位
①拠点校方式 (用地交換あり)	◎整備対象校すべて 退避可能	○交換土地の再整備 ○通学路変更対応	◎	2
②拠点校方式 (用地交換なし)	◎整備対象校すべて 退避可能	○仮設校舎の建設 ○通学路変更対応	○仮設校舎の建設 による長期化	3
③個別校と用地交換	◎整備対象校すべて 退避可能	○交換土地の再整備 ○通学路変更対応	◎	4
④仮設校舎を建設し単独で利用	◎整備対象校すべて 退避可能	○仮設校舎の建設 ○通学路変更対応	○仮設校舎の建設 による長期化	5
⑤二校連続整備	○2校のうち1校が 退避可能	◎なし	◎	6
⑥単独整備 (1期工事)	△退避不可	◎なし	◎	7
⑦単独整備 (ローリング)	△退避不可	△工期長期化にとも なう仮設費用等の増	△建設工事が2期 以上	8
⑧空き校舎・民間の建物を仮設校舎として使用	◎整備対象校すべて 退避可能	○通学路変更対応 ○賃料(民間の建物 のみ)	◎	1

【参考】優先順位を考慮した選考フローは、下図のとおりです。



5. 市の保有する土地の活用について

市の保有する土地に本設校舎又は仮設校舎を建設する場合には、土地の現況や法的制約を十分に踏まえた上で、適切な活用方針を検討する必要があります。

対象となる土地が、すでに他の公共用途(例:公園、緑地等)として利用されている場合には、用途変更に伴う都市計画法、都市公園法等に基づく所定の手続きが必要となります。また、未利用地であっても、高さの制限や用途地域の制限等により、建設可能な施設の種類や規模に制約がある場合があります。これらの法的制約を事前に精査し、関係機関との協議を進めることが重要です。

仮設校舎を建設する場合には、当該施設の使用期間終了後における土地の再活用方針についても、あらかじめ検討しておく必要があります。例えば、再び公共施設として活用するのか、原状回復を行った上で他の用途に転用するのかといった選択肢が考えられます。これにより、仮設校舎の設計や撤去計画にも影響が生じるため、長期的な視点での土地利用計画の策定が必要になります。

6. 選択する整備手法ごとのシミュレーション

上記の整備手法を選択した場合、整備スケジュールや工事の影響は、単独での整備を行う場合と比較して下記のとおり改善されます。

■手法①:拠点校方式(用地交換あり)

学校名	整備手法	n	n+1	n+2	n+3	n+4	n+5	n+6	n+7	n+8	n+9
A校	⑦単独整備(ローリング)	事業者選定	基本設計	実施設計	建設	建設	建設	除却	開校		
B校	⑦単独整備(ローリング)	事業者選定	基本設計	実施設計	建設	建設	建設	除却	開校		

学校名	整備手法	n	n+1	n+2	n+3	n+4	n+5	n+6	n+7	n+8	n+9
A校	①拠点校方式(用地交換あり)	事業者選定	基本設計	実施設計	除却	建設	建設	開校			
B校	①拠点校方式(用地交換あり)				事業者選定	基本設計	実施設計	除却	建設	建設	開校

- 単独整備の場合、全ての学校がローリング整備となり工期が2期以上となるため、各校の整備期間が7年以上と長期化します。また、全ての児童・生徒の教育環境が工事によって影響を受けることとなります。
- 拠点校方式(用地交換あり)の場合、学校敷地内に居る状態で整備を行う必要がないため、整備期間が最短 5 年に短縮することができ、教育環境が工事の影響を受けることはありません。
- 工期の短縮化により、2校の整備にかかる費用は約 34 億円の縮減が見込まれます(令和8年時点の小学校整備費用をもとに試算)。

■手法②:拠点校方式(用地交換なし)

学校名	整備手法	n	n+1	n+2	n+3	n+4	n+5	n+6	n+7	n+8	n+9	n+10	n+11	n+12	n+13	n+14	n+15	n+16	n+17
A校	⑦単独整備(ローリング)	事業者選定	基本設計	実施設計	建設	建設	建設	除却	開校										
B校	⑦単独整備(ローリング)	事業者選定	基本設計	実施設計	建設	建設	建設	除却	開校										
C校	⑦単独整備(ローリング)	事業者選定	基本設計	実施設計	建設	建設	建設	除却	開校										
D校	⑦単独整備(ローリング)	事業者選定	基本設計	実施設計	建設	建設	建設	除却	開校										

学校名	整備手法	n	n+1	n+2	n+3	n+4	n+5	n+6	n+7	n+8	n+9	n+10	n+11	n+12	n+13	n+14	n+15	n+16	n+17
仮設校舎	②拠点校方式(用地交換なし)	事業者選定	基本設計	実施設計	仮設校舎整備	仮設校舎整備	A校	A校	A校	B校	B校	B校	C校	C校	C校	D校	D校	D校	
A校	②拠点校方式(用地交換なし)		事業者選定	基本設計	実施設計	除却	建設	建設	開校										
B校	②拠点校方式(用地交換なし)						事業者選定	基本設計	実施設計	除却	建設	建設	開校						
C校	②拠点校方式(用地交換なし)									事業者選定	基本設計	実施設計	除却	建設	建設	開校			
D校	②拠点校方式(用地交換なし)												事業者選定	基本設計	実施設計	除却	建設	建設	開校

- 拠点校方式(用地交換なし)の場合も、学校敷地内に居る状態で整備を行う必要がないため、各校の整備期間が最短5年に短縮することができ、教育環境が工事の影響を受けることはありません。
- 工期の短縮化により、4校の整備にかかる費用は仮設校舎の建設費用を含めても約16億円縮減が見込まれます(令和8年時点の小学校整備費用をもとに試算)。

■手法⑤:二校連続整備

学校名	整備手法	n	n+1	n+2	n+3	n+4	n+5	n+6	n+7	n+8	n+9
A校	⑦単独整備(ローリング)	事業者選定	基本設計	実施設計	建設	建設	建設	除却	開校		
B校	⑦単独整備(ローリング)	事業者選定	基本設計	実施設計	建設	建設	建設	除却	開校		

学校名	整備手法	n	n+1	n+2	n+3	n+4	n+5	n+6	n+7	n+8	n+9
A校	⑤二校連続整備	事業者選定	基本設計	実施設計	建設	建設	建設	開校			除却
B校	⑤二校連続整備				事業者選定	基本設計	実施設計	除却	建設	建設	開校

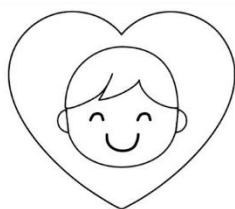
- 二校連続整備の場合、先に整備を行う学校についてはローリング整備となるため整備期間に影響はありません。一方、後から整備を行う学校は、学校敷地内に居る状態で整備を行う必要がないため、整備期間を最短5年に短縮することができます。
- 教育環境についても、後から整備を行う学校は工事の影響を受けることはありません。
- 後から整備を行う学校の工期短縮により、2校の整備にかかる費用は約17億円の縮減が見込まれます(令和8年時点の小学校整備費用をもとに試算)。

第3章 標準仕様の設定

1. 標準仕様を定める意義

校舎等の建物の配置、学校教育利用・地域利用とのゾーニング、諸室の種別、面積、数等について、個別の学校施設の設計を行う際に考慮すべき原則的な考え方を示すことにより、市内のすべての学校において、安全・安心な施設環境下で充実した教育を実施すること及び学校施設の整備を効率的かつ円滑に進めることを可能にするために標準仕様を定めます。

一方で、標準仕様は、学校施設の画一化を促す目的で定めるものではないため、各学校の個別整備計画を策定するに当たっては、本標準仕様を踏まえつつも、学校ごとの教育的事情、地理的事情、地域性等に配慮し、また、創意工夫を行うことにより、理想的・魅力的な学校施設を整備できるよう配慮するものとします。



安全・安心な学校施設



多様な学びを支える柔軟で可変的な学校施設



子ども・地域社会が互いに協働し、ともに創造する学校施設



環境に配慮した学校施設

2. 基本理念

標準仕様を定めるに当たって、子どもから大人までのつながりを大切にしながら、未来を担う子どもたちが夢や希望を持って力強く生き、社会の担い手として自立した存在となり、揺らぐことのない力を身につけていけるような教育環境の整備を推進するため、4つの基本理念を定めます。

2-1 安全・安心な学校施設

学校施設は、教育を行う場のみならず、児童・生徒の社会性・人間性を育む生活の場としての側面も持っているため、快適で衛生的な居住性の高い空間を創出するとともに、十分な防災性・防犯性を備えた安心感のある環境を整えます。

また、障害のある児童にも配慮し、「ともに学び、ともに育つ」ことを理念として、バリアフリーな学校施設を整備し、誰もが支障なく学校生活を送ることができるような環境を整えます。

その他、災害や事故に対する安全性を確保するとともに、災害時には地域住民が一定期間の避難生活を送ることができる学校施設を整備します。

(1)防犯・事故防止対策

- 建物・敷地の内部においては、視認性を重視し、死角をできる限り生じさせない設計とします。見通しが困難な場所については、状況把握のための監視システム等を導入します。
- 不審者の侵入を抑止するため、来訪者については、電子錠等による入退制限と検知を行えるような設計とします。
- 危険性の高い場所(高所、階段等)は、特に安全性を重視して設計を行います。
- 非常時の児童・生徒及び教職員の安全確保のため、教室等から屋外への避難経路を複数配置します。また、昇降口を複数設置し、円滑な避難を実現します。

(2)バリアフリーな学校施設

- 段差の解消、エレベーターの整備、多様な人が利用しやすいトイレの設置等、バリアフリーに配慮した学校を設計します。
- 障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう、ユニバーサルデザインを積極的に採用します。

(3)快適で衛生的な居住性の高い学校施設

- オープンスペースの設置等により、ゆとりのある空間設計を行うことで、児童・生徒の精神的なストレスを軽減し、安心感を確保します。
- 保健室には、怪我をした際に砂等を流し落とすため、出入口付近に簡易なシャワーを設置し、一部の教室にも同様のシャワーを設置します。
- 給食は、給食センターからの配送方式によるため、調理室は設置せず、各階に配膳室を設置します。特に、1階の配膳室は、給食センターからの配送トラックが利用する搬入口と直接接続させ、荷下ろし作業を円滑にするためのプラットフォームを設置すること及び搬入口にドックシェルターを設置することにより、給食の搬入を円滑かつ衛生的に行えるよう設計します。
- 各階に配膳室を設置し、HACCP の考え方に基づく衛生管理を行うことのできる設計とし、人荷用の昇降機を設置します。

(4)避難所としての防災機能の強化

- 学校の再開を見据えて、避難所として開放されている施設(屋内運動場等)と普通教室等が配置されている施設を明確に区分します。
- Wi-Fi等の情報通信機能を整備します。
- 停電に備えて非常用発電機、太陽光発電設備、蓄電池等を設置します。
- 避難者が一定期間避難所で生活できるようにするため、冷暖房設備を整備します。
- バリアフリー対応のトイレ等の誰でも使えるような設備を避難所として開放されている施設内に設置します。

- 大型の緊急車両が出入りできるような場所及び経路を確保します。
- 災害時における避難所機能の強化を目的として、備蓄物資を保管するための備蓄倉庫の配置を計画的に進めます。浸水や地震による被害を最小限に抑えるため、耐震性及び防水性を確保し、必要に応じ、高台や屋内スペースへの配置を検討します。
- 災害時に浸水想定のある地域においては、浸水被害があったとしても避難所機能が失われないように、避難関連施設を適切な位置及び高さに配置し、適切な規模を確保します。

2-2 多様な学びを支える柔軟で可変的な学校施設

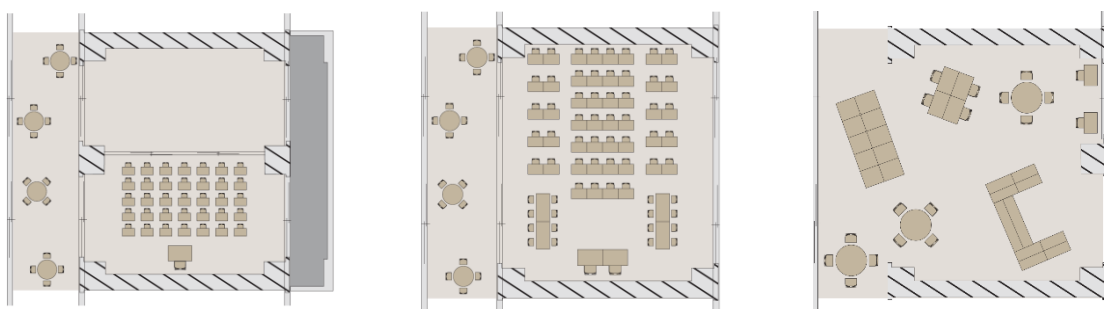
急激に変化する予測困難な時代の中で、求められる学校教育の内容は、従来に比べて多様化しています。学ぶ内容や学ぶ場所、学び方を画一的・固定的にとらえるのではなく、柔軟に対応できるようにすることが重要であり、学校施設についてもそうした多様な学び方に対応可能な柔軟で可変的な空間・仕様になるように整備します。

また、諸室の機能集約化を図り、稼働率を向上させることで、限られた教室資源を有効に活用します。

(1) 柔軟で可変的な学習諸室の仕様

1 普通教室

- 普通教室の大きさは、1人1台端末の活用等の多様な学習活動を展開できる教室空間となるよう、74㎡を標準とします。
- 普通教室は、隣接する教室や廊下に用意されたオープンスペース等と組み合わせて拡張利用できるよう、壁や扉を開放可能な設計とし、また、空間を分割利用できるよう、間仕切りを設置可能な設計とします。
- ロッカーの前面には可動式ホワイトボード建具等を配置し、施錠可能な設計とします。

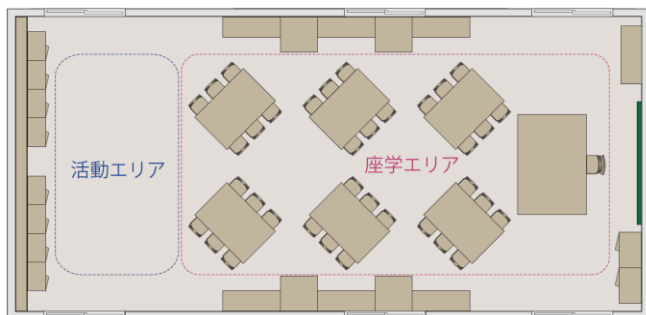


2 フリー教室

- フリー教室を複数配置し、様々な用途に合わせて多機能的に利用します(外国語教室、日本語教室、通級指導教室、児童会室、生徒会室、少人数授業用教室、校内教育支援センター(ステップルーム)、更衣室等)。
- フリー教室の大きさは、74 m²を標準とし、間仕切りで教室を2分割及び3分割できる設計とします。可動間仕切りは、防音性に優れたものを設置します。
- フリー教室は、隣接する教室や廊下に用意されたオープンスペース等と組み合わせて拡張利用できるよう、壁や扉を開放可能な設計とします。

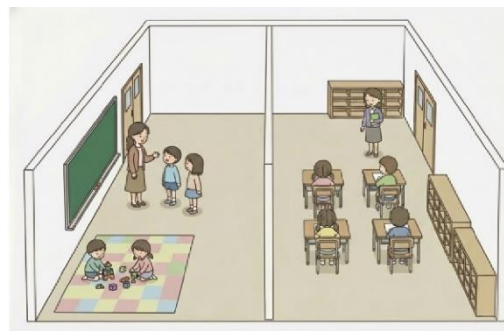
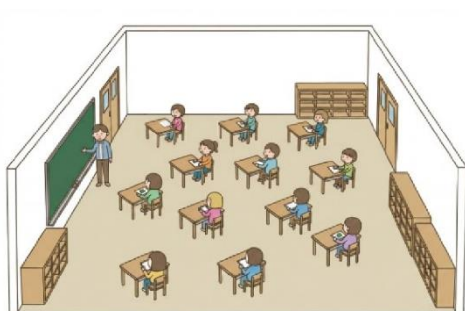
3 特別教室

- 一部の特別教室は、児童・生徒が主体的に体験学習や創作活動を行えるような空間にするため、隣接する教室や廊下に用意されたオープンスペース等と組み合わせて拡張利用できるよう、壁や扉を開放可能な設計とし、体験エリアと座学エリアを確保できるような仕様とします。
- 稼働率の低い特別教室については、他教科の授業や会議室としての利用等、本来の用途以外の多用途利用が可能になるような設計とします。



4 特別支援教室

- 防音性に優れた可動間仕切りを使用し、人数に応じて教室空間を分割利用できるような設計とします。
- 可動間仕切りを使用することにより、カームダウン・クールダウンのための静養室を臨機応変に作出できるような設計とします。



5 メディアセンター

- 学校図書館を PC ルームや視聴覚室の機能も併せ持つメディアセンターとして整備します。
- 図書館資料と ICT を併用した調べ学習や探究学習を行い、その内容を発表する場として機能させるため、ゆとりのある空間設計とします。



6 職員室

- 職員室には、児童・生徒の質問を受けるためのカウンターを設置し、児童・生徒にとって身近で相談しやすい環境を整えます。
- 職員室は、自由に着席場所を選んで仕事をするフリーアドレスを導入し、教職員間のコミュニケーションの活性化を促します。
- 職員室にコミュニケーションスペースを設置し、学年や教科のまとめりごとに作業や情報交換を行えるような設計とします。
- 学校全体の情報通信ネットワークを無線化し、教職員が職員室以外でも執務できるような環境を構築します。



7 プール

○小学校における水泳授業は、民間事業者又は公設プールを活用して行うこととするため、屋外プールを設置しません。

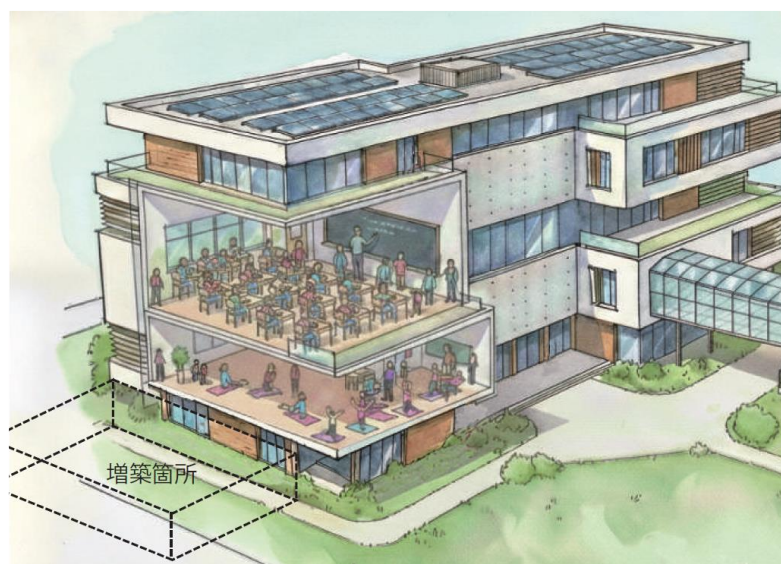
○中学校及び義務教育学校における水泳授業は、原則として自校で実施することから、使用する児童・生徒に合わせた水深の屋外プールを設置します。当該プールのプールサイドには、遮熱性の高い床材等を使用すること、直射日光を遮る簡易な屋根を設けること等により、気温状況に左右されない安定した水泳授業を実施します。

(2)児童・生徒数の増減に対応する校舎設計

特定の学校の整備後に当該学校の児童・生徒数が増減することを想定し、整備時から教室棟の設計に柔軟性を持たせます。

整備後に児童・生徒数が減少し、多くの空き教室が出来てしまうことは、不経済であり、効率的な施設管理を困難にします。そこで、壁や扉が開放可能な設計となっている普通教室やフリー教室を集合的に配置し、児童・生徒数減少時には、当該教室を他の公共施設等に転用できる設計とします。転用した部分は、外部から独立して出入りできるような仕様とし、校舎内の他の教室に移動できないよう動線を切り分けます。

一方、児童・生徒数が増加し、教室が不足する場合に備え、増築スペースを教室棟の近くに確保するよう設計上の配慮を行います。



2-3 子ども・地域社会が互いに協働し、ともに創造する学校施設

子ども同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実させることが求められています。

学校を地域コミュニティの拠点として捉え、地域住民と連携・協働し、ともに創造的な活動を企画・立案・実行していくための空間を整備します。

(1) 教室棟及びアリーナ棟の区分

学校に、①普通教室、特別教室、管理諸室等が配置された「教室棟」及び②地域連携室、PTA室、屋内運動場、多目的室、メディアセンター等が配置された「アリーナ棟」を建設し、これらの建物の動線を明確に区分することにより、児童・生徒の安全を確保しつつ、地域住民による学校利用を促進します(セキュリティラインの切り分けについては、第4章参照)。

もともと、学校敷地が狭小で、上記2つの棟を建築できない場合には、1棟の校舎を建設し、当該校舎内に屋内運動場を配置する設計も許容されるものとします。この場合、階層が高層化する問題、諸室配置の自由度が制限されることに伴うコスト増加の問題等が生じることに留意が必要です。



(2) メディアセンターの地域開放

メディアセンターは、多目的教室と隣接して配置し、地域住民の利用時には、当該教室をイベントスペース、自習室等として活用することで、メディアセンターとの一体的開放を実現します。

(3) 地域連携室の設置

すべての小学校及び義務教育学校に地域連携室を設置し、地域住民と連携・協働し、ともに創造的な活動を企画・立案・実行していくための拠点とします。

2-4 環境に配慮した学校施設

脱炭素社会の実現に向けて、学校施設において省エネ・創エネの取組みを推進することが重要です。このような取組みの推進は、環境負荷を低減させるだけでなく、環境教育での活用も期待されます。整備後の学校施設については、環境に配慮した施設設計、空間設計を行い、ZEB化(ZEBready 相当)を目指します。

(1)省エネの促進

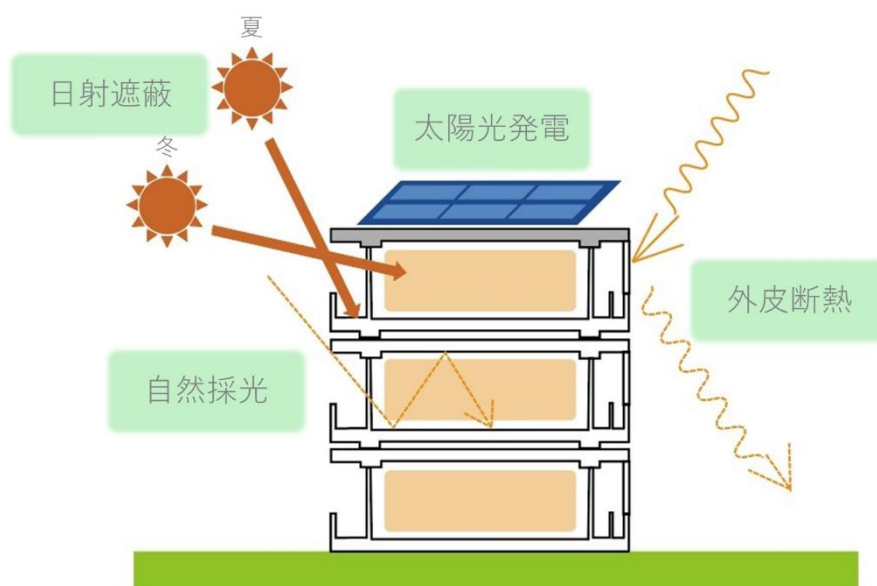
高効率空調、高発光効率 LED 照明等の省エネ性能の高い設備を積極的に利用するとともに、パッシブ技術(外皮断熱、日射遮蔽、自然採光など必要なエネルギーを減らすための技術)を積極的に利用します。

(2)創エネの推進

太陽光発電設備を実装し、蓄電池との併用を検討します。

(3)木材利用の推進

第4次豊中市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)改定に基づき、木材利用を推進します。



3. 学校施設の建築計画

3-1 校舎規模の考え方

学校施設の維持や整備には多額の費用が必要となり、財政に与える影響は多大なものとなります。よって、学校施設の整備に際しては、維持や整備にかかるコストを最適化するため、必要最小限度の施設規模で計画することが重要です。

具体的には、文部科学省の国庫補助の基準面積である多目的教室及び少人数教室を加算した必要面積(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第7条)に収まる規模で計画することを原則とします。

諸室標準の表(3-2)に記載された諸室の設置基準に従えば、上記必要面積内の施設規模となるよう、同表は作成されておりますが、廊下等の共用部分(以下「共用部分」という。)の面積を広く設計した場合は、必要面積を超えるケースも想定されるため、共用部分の設計を行う段階で、必要諸室と共用部分の合計面積が上記必要面積の範囲内であることを確認する必要があります。

3-2 必要諸室の種類・数・面積の確定

諸室標準の表を参照し、必要諸室の種類・数・面積を確定させます。このとき、普通教室、屋内運動場等の児童・生徒数又は学級数によって数や面積が算定される諸室については、当該算定に当たり、「整備後の学校の開校時点での児童・生徒数又は学級数」を使用することとします。

■諸室標準

種別	連番	部屋名称	面積 (㎡)	小学校	中学校	義務教育学校	配置棟
教室	1	普通教室	74	①：児童生徒数/学年数（小数点以下切り上げ） ②：①の結果/35（中学校は40、小数点以下切り上げ） ③：②の結果×学年数			教室棟
	2	フリー教室 ※学校ごとに外国語教室、日本語教室、通級指導教室、少人数教室、校内教育支援センター、更衣室、児童会室、生徒会室として使用。学級数が増加した場合、普通教室に転用	74	6教室 ※下記の式によって算出された部屋数を追加する。（小数点以下切り下げ） （必要面積－諸室面積合計－廊下等共用部分の面積）/74			教室棟
	3	支援学級教室	37	支援学級の実学級数分			教室棟
	4	支援学級教室余剰分	37	児童生徒数×（直近複数年分の各校の「支援学級数/児童生徒数」の平均） －支援学級の実学級数			教室棟
特別教室	1	理科室	110	2教室	2教室	4教室	教室棟
	2	理科準備室	24	1部屋	1部屋	2部屋	教室棟
	3	音楽室	110	2教室	2教室	4教室	教室棟
	4	音楽準備室・楽器庫	24	1部屋	1部屋	2部屋	教室棟
	5	図工室	110	1教室	—	1教室	教室棟
	6	図工準備室	24	1部屋	—	1部屋	教室棟
	7	美術室	110	—	2教室	2教室	教室棟
	8	美術準備室	24	—	1部屋	1部屋	教室棟
	9	家庭科室	110	1教室	—	1教室	教室棟
	10	家庭科準備室	24	1部屋	—	1部屋	教室棟
	11	被服室	110	—	1教室	1教室	教室棟
	12	被服準備室	24	—	1部屋	1部屋	教室棟
	13	調理室	110	—	1教室	1教室	教室棟
	14	木工・金工室	110	—	1教室	1教室	教室棟
	15	木工・金工準備室	24	—	1部屋	1部屋	教室棟
	16	学校図書館（メディアセンター）	260	1教室	1教室	1教室	アリーナ棟
多目的室	1	多目的室（大）	222	1教室	1教室	1教室	アリーナ棟
管理室など	1	放送室	24	1部屋	1部屋	1部屋	教室棟
	2	校長室	65	1部屋	1部屋	1部屋	教室棟
	3	職員室	148 ※学級数に応じて拡張 ・18～26学級：187.5㎡ ・27学級以上：225㎡	1部屋	1部屋	1部屋	教室棟
	4	事務室	24	1部屋	1部屋	1部屋	教室棟
	5	印刷室	24	1部屋	1部屋	1部屋	教室棟
	6	保健室	110	1部屋	1部屋	1部屋	教室棟
	7	用務員室	24	1部屋	1部屋	1部屋	教室棟
	8	教材教具室	48	1部屋	1部屋	1部屋	教室棟
	9	事務倉庫、衛生倉庫、その他学務倉庫	74	1部屋	1部屋	1部屋	教室棟
	10	教職員用更衣室・コミュニティ（休憩）室	37	2部屋	2部屋	2部屋	教室棟
	11	PTA室	74	1部屋	1部屋	1部屋	アリーナ棟
	12	地域連携室	74	1部屋	—	1部屋	アリーナ棟
倉庫	1	屋内体育倉庫	74	1部屋	1部屋	1部屋	教室棟
	2	屋外体育倉庫	74	1部屋	1部屋	1部屋	教室棟
	3	石灰倉庫	6	1部屋	1部屋	1部屋	教室棟
	4	備蓄倉庫	65	1部屋	1部屋	2部屋	アリーナ棟
	5	学校開放用倉庫（屋内）	48	1部屋	1部屋	1部屋	アリーナ棟
	6	学校開放用倉庫（屋外）	48	1部屋	1部屋	1部屋	アリーナ棟
運動場	1	屋内運動場（アリーナ）	右記のとおり	・1～10学級：894㎡ ・11～15学級：919㎡ ・16学級以上：1215㎡	・1～17学級：1138㎡ ・18学級以上：1476㎡	小学校、中学校の面積基準を合算した面積	アリーナ棟
	2	屋外運動場	—	—	—	—	—
その他	1	給食配膳室	74	普通教室の配置されているフロアごとに1室配置			教室棟
	2	昇降口	74 ※28学級以上の場合は90㎡	2か所	2か所	2か所	教室棟
	3	廊下・階段・エレベーター等	—	—	—	—	—
	4	トイレ（児童・生徒用）	—	—	—	—	—
	5	トイレ（教職員用）	—	—	—	—	—
こどもクラブ	1	放課後こどもクラブ室	66	利用児童数/40	—	利用児童数/40	アリーナ棟

3-3 必要諸室等の標準図面について

必要諸室及び廊下、階段等の校舎共用部の標準図面を作成することで、すべての学校において、上記の基本理念に沿った必要諸室等の確保を可能にします。また、標準図面の作成は、後に整備する学校の設計コストの削減及び設計期間の短縮にも寄与します。

標準図面は、本方針に基づき学校施設の整備を進める中で、設計業者の作成した図面を参考にする等の方法で順次作成するものとします。また、社会情勢の変化に応じて、求められる学びの内容も変化することに鑑み、標準図面は、適宜見直しを行うものとし、時代ごとに最適な状態を維持するものとします。

3-4 校舎面積のシミュレーション

次の表は、令和 7 年5月1日現在の本市の小・中学校の平均学級数(通常の学級・支援学級)を基に、上記の諸室標準の表に従い諸室を配置した場合における校舎面積(屋内体育館を除いた校舎の延床面積)の想定値を示したものです。

学校種別	通常の学級数	支援学級数	必要面積 (㎡)	校舎面積① (㎡)	校舎面積② (㎡)
小学校	18	7	7288	7977	7188
中学校	15	6	7312	8013	7220

表中の「校舎面積①」「校舎面積②」は、校舎面積に占める共用部(廊下、階段、トイレ等)の面積の割合をそれぞれ 40%・35%と仮定し、上記の諸室標準の表を参照して諸室を配置した場合に校舎面積がどの程度になるかを示しています。

この表から、校舎面積に占める共用部の面積の割合が 35%であれば、校舎面積は、文部科学省の国庫補助の基準面積である必要面積の範囲内に収まり、40%であれば必要面積を超えることがわかります。

なお、令和 7 年度末時点における既存の小・中学校の校舎面積に占める共用部の面積の割合の平均値が約 40%であることから、整備後の学校の校舎面積を必要面積の範囲内に抑えるためには、整備前と比較して当該割合が小さくなるよう設計する必要があります。

学校敷地の形状等により、共用部の面積が広がってしまう場合には、諸室標準に記載された諸室の一部について、可能な限り、面積を小さく設計することの検討や、室数を減らすことの検討を行います。

第4章 学校施設の複合化と多機能化

学校施設は、学校教育活動を行うための場だけでなく、地域住民の学習・文化・スポーツなどの活動の場となる上、災害時は、地域の避難所としての役割を担う、地域住民にとって最も身近な公共施設です。そのため、学校施設の整備に当たっては、学校施設が地域コミュニティの核となる施設としての機能を維持・強化できるよう整備を行うことが求められます。

また、本市では学校施設以外にも多数の建物やインフラを保有しており、社会構造が変化する中、限られた財源の中で公共施設の役割の見直しや計画的な建替え、改修を進めることが課題となっています。このため総合管理計画に基づき市全体で公共施設マネジメントを推進しています。学校整備を行う際もこの観点から公共施設の効率的な配置や利用の促進を検討する必要があります。

本章ではこうした背景を踏まえ、学校施設の可能性を最大限に引き出し、学校教育機能と地域活動機能の共存、また、行政運営の効率化を図るための複合化・多機能化を推進するための考え方を整理します。

1. 学校施設の複合化・多機能化の考え方

1-1 複合化とは

他の市有施設を改築する学校の敷地に統合(改築に当たって余剰となった敷地を分割して、他の公共施設用地とすることを含む。以下本章において同じ。)することを意味します。児童・生徒の学習環境の強化、地域住民にとっての利便性向上及び市有施設の管理コスト削減を目的としています。

1-2 多機能化とは

学校内の特定の教室等(屋内外運動場、メディアセンター、音楽室、家庭科室等)を活用し、児童・生徒と地域住民双方が利用できる状況とすることを意味します。特定の教室等を学校教育に支障のない範囲内で地域利用に供することにより、学校施設を有効活用することを目的としています。

■ 多機能化と複合化の違い

観点	複合化	多機能化
定義	他の公共施設を改築する学校の敷地に統合させること	学校施設自体が複数の機能を持つようにすること
空間の関係	学校と他施設を学校の敷地に統合	学校施設を別用途にも活用
目的	学校活動での公共施設利用、空間・コストの効率化、複数機能の集約	学校施設の有効活用、地域との連携強化

2. 複合化が考えられる市有施設

学校施設の整備に当たっては、以下の基本的な考えに基づき複合化を行う施設の検討を進めます。

2-1 学校との親和性のある施設

学校の複合化を検討する際には、公共施設との複合化によって学習環境を向上させるとともに、地域の核としての学校の役割を強化することが求められます。このため下記の考え方に基づき、学校の特色を活かし、このような学校の機能を補完・強化できる親和性の高い施設を複合化対象として選定し、複合化を検討します。

なお、親和性のない市有施設であっても、学校整備に伴い余剰敷地が見込まれる場合は、その敷地を分筆し、用地として活用することを検討します。

親和性のある施設の考え方

I 学習環境の高機能化・多機能化

他の公共施設等と併設しているという特徴を生かし、単独の学校の施設整備では困難な他の公共施設等が所有する高機能な施設機能を共有したり、学校教育に利活用したりできる施設であること。

II 児童・生徒と幼児や高齢者など多様な世代との交流

児童・生徒が幼児や高齢者など多様な世代と交流したり、互いに活動する様子を目にすることでつながりを感じたりできる施設であること。

III 学びの場を拠点とした地域コミュニティの強化

日常的に地域住民などが集い、学習活動等を通じて地域のコミュニティを形成する、まちづくりの核としての役割や、災害時には地域の避難所としての役割を強化する施設であること。

IV 学校の教育活動等を支える専門性のある人材の活用

専門的な知識や技能を持った人材を学校の教育活動や課外活動などに取り込むことや、施設の管理等について民間団体を活用したり、地域住民の協力を促したりするなど、学習環境の質を高めるとともに、教員の課外活動等を支援する手法について検討することができる施設であること。

※「学校施設の向上に資する学校施設の複合化の在り方について(平成27年11月文部科学省)」に示される、学校施設の複合化に関する基本的な考え方より。

上記の基本的な考えに基づき、学校教育活動と地域の拠点としての学校施設の観点から、親和性のある施設区分は概ね下記の施設区分となります。ただし、施設区分上親和性があるものであっても、個別の施設を検討する際には「親和性なし」と判断するものもあります。例えば、庁舎等については、各種専門人材を活用があり得る区分ではありますが、文書館など単なる文書保管のための施設は当該専門人材の活用が見込めるものではないため、「親和性なし」と判断されます。

また、親和性がある施設区分であっても、個々の施設について複合化の検討をする際、複合化することで学校教育活動に支障があるおそれがある場合又は施設本来の目的の達成が阻害されるおそれがある場合は、検討対象外とします。

■ 施設区分別親和性の考え方

施設区分※総合管理計画の 施設区分		親和性の考え方				学習機能の向上に資する施設の例
		I	II	III	IV	
1	学校教育施設	○			○	○研究機関の専門人材の活用 (例)教育センター
2	子育て関連施設		○			○就学前の子どもとの交流を促進 (例)こども園
3	社会教育系施設	○	○	○	○	○図書館、博物館の機能を学校教育活動で利活用 ○図書館、公民館を複合化することで地域の学習、活動拠点としての機能の強化 ○司書、学芸員等の専門人材の活用 (例)図書館、公民館、博物館
4	スポーツ施設	○			○	○スポーツ施設の機能を学校教育活動で利活用 ○指導員等の専門人材を学校教育活動等で活用 (例)屋内体育施設、温水プール
5	文化学習交流施設	○			○	○文化施設の機能を学校教育活動で利活用 ○学芸員等の専門人材を学校教育活動等で活用 (例)文化センター、人権平和センター
6	保健医療施設 ※火葬場は除く				○	○保健師等の専門人材の活用 (例)保健センター、市民病院、保健所
7	高齢者・障害者福祉施設		○			○障害者、高齢者との交流を促進 (例)障害福祉センター、老人憩の家
8	その他社会福祉施設		○	○		○地域福祉・包括支援・地域活動の拠点として、地域との交流や連携を促進 (例)地域共生センター
9	公営住宅施設	—	—	—	—	(例)市営住宅
10	産業振興・労働・生活関連施設				○	○公益活動団体の専門人材を学校教育活動等で活用 (例)市民公益活動支援センター、とよなか起業・チャレンジセンターなど

施設区分※総合管理計画の 施設区分		親和性の考え方				学習機能の向上に資する施設の例
		I	II	III	IV	
11	環境関連施設	○				○環境交流センターの機能を学校教育活動で利活用 (例)環境交流センター、花とみどりの相談所
12	安全関連施設			○	○	○消防団屯所、防災倉庫を複合化することで地域の 防災拠点、避難所としての機能の強化 (例)消防庁所、消防分団屯所、防災倉庫など
13	集会・コミュニテ ィ施設		○	○		○地域活動の拠点として、地域との交流や連携を促進 (例)地区会館、共同利用施設など
14	庁舎、事務所等				○	○様々な分野の行政職員を学校教育活動等で活用 (例)庁舎、出張所など
15	その他施設	—	—	—	—	(例)文化財施設、駐車場など

2-2 総合管理計画で改築等が検討されている施設

本市の市有施設の建替え・改修・再編に関する具体的な方針は、総合管理計画で示した基本方針に基づき、毎年度策定する個別施設計画において示しています。学校と複合化する公共施設を選定する際には、各施設の今後の整備方針を踏まえ選定する必要があることから、個別施設計画において建替えや再編が検討されている施設を対象とします。

なお、個別施設計画の検討に当たっては、将来の学校改築の時期を考慮した上で公共施設の複合化の可能性を検討できるよう、学校整備の対象校やスケジュールの情報を定期的に共有します。また、公共施設の利用者特性や事業内容によっては学校施設との複合化が困難な場合も考えられるため、この点にも留意し、個別施設計画と個別の学校の整備計画との間の整合性を確保します。

2-3 配置エリアが適当な施設

公共施設には、公民館のように地域の活動拠点となる施設や、図書館のように中核施設と分館からなる段階構造を有する施設などのように、特定のエリアごとに配置されているものがあります。一方で、国際交流センターのように市域全体からの利用を想定し、市内に1か所のみ設置されている施設も存在します。

学校との複合化を検討する際は、施設利用者の利便性や公共施設の利用圏域を考慮し、基本的には学校と同一エリアに配置されている施設と市内全域からの利用を想定した施設のみを検討対象とします。

2-4 用途制限を考慮した施設

公共施設の中には、一定規模以上の事務所やスポーツ施設のように、建築基準法による用途の制限により建設できないものがあります。この制限に該当する施設は、複合化の対象外とします。

学校規模の縮小に伴う施設の複合化

前章2-2(2)児童・生徒数の増減に対応する校舎設計に記載のとおり、将来的に児童・生徒数が減少し、教室等を他の用途に転用できる場合は、上記の観点を考慮し、複合化できる施設の有無を再度検討します。

3. 複合化を行う施設の選定について

複合化を行う公共施設については、以下の3つの観点に基づき選定を行います。

3-1 学校と公共施設の整備時期の検討

本市の学校は建物の最大使用年数を築後80年とし、原則として築年数の古い学校から順に整備を進めます。今後数十年にわたり整備事業が継続することから、一つの学校の整備の着手が遅延すると、後続の学校の整備時期に大きく影響します。そのため、複合化する公共施設については、学校整備のタイミングと一致するものを優先して検討します。

また、整備時期は学校を優先し、公共施設の整備時期に合わせるために学校整備を遅延させることは、原則として行いません。

3-2 整備する学校の面積の検討

学校施設は、第一に学校教育活動を行う場であり、整備に当たっては児童・生徒に適切な教育環境を確保することが必要です。そのため公共施設との複合化は、第3章で示す校舎、屋内運動場、屋外運動場の必要面積を敷地内で確保できる場合に限り検討します。

また、必要面積は整備時だけでなく、人口推移を踏まえ将来的に必要となる面積も考慮します。人口減少により学校内で余剰教室が生じる見込みがある場合は、その発生時期に合わせて普通教室を転用し公共施設との複合化を行うなど、余剰空間の有効活用も検討します。

3-3 整備・維持管理コストの比較

公共施設の複合化・集約化は、維持管理の効率化によるランニングコストの削減が期待できるだけでなく、複合化・集約化を行うことで建設費用に対する国の補助金等を活用によりイニシャルコストが削減できる場合があります。一方で、学校施設との複合化では、得られなくなる補助金や管理コストの増大、学校施設の整備にはない特別な整備による建設費の増大が想定される場合があります。

公共施設の複合化の検討に当たっては、イニシャルコストとランニングコスト双方を検討し、総合的にコスト効率の高い施設の整備を検討します。

～ 学校と学校以外の公共施設を複合化する場合の財政優遇措置 ～

構造上危険な状態にある学校の改築等に対する交付金である学校施設環境改善交付金は、補助対象経費が通常は対象経費の3分の1とされていますが、学校以外の公共施設との複合化※により2分の1に引き上げられる措置が設けられています。

このことから、学校の整備にあたっては、他の公共施設との複合化を図ることにより、財政負担の軽減や公共施設全体の最適化といった効果を得られる可能性があります。

※複合化する公共施設の延べ床面積を縮小するなどの条件あり

4. 多機能化が考えられる学校施設

これから整備する学校においては、屋内運動場、屋外運動場等の体育施設、メディアセンター、音楽室、家庭科室等の特別教室は、部活動の地域展開、充実した放課後の居場所づくりでの活用のほか、地域住民等による様々な利用に供することが可能になるよう設計し、学校施設の多機能化を進めます。



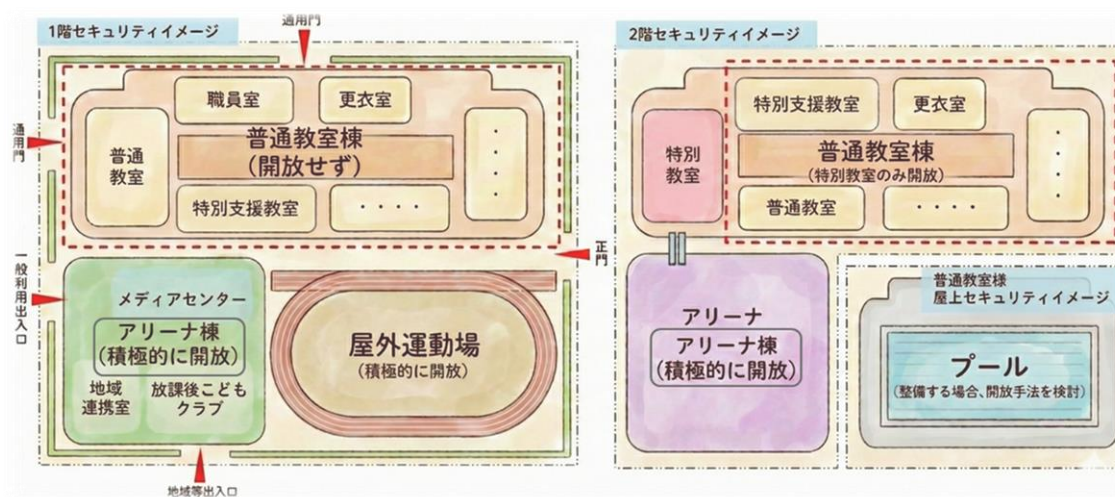
5. 複合化・多機能化における留意事項と課題への対応

複合化・多機能化の推進に当たっては、以下の点に特に留意し、適切な対策を講じる必要があります。

5-1 安全性・セキュリティの確保

- 第3章に記載のとおり、学校には①普通教室、特別教室、管理諸室等が配置された「教室棟」及び②地域連携室、PTA室、屋内運動場、多目的室、メディアセンター等が配置された「アリーナ棟」を建設することを基本とします。また、複合化する公共施設については、学校関係者以外が使用するため、アリーナ棟又は別棟で整備することを基本とするなど、児童・生徒が安心して学ぶことができる環境を確保します。
- 時間帯に応じてアリーナ棟、教室棟内にセキュリティラインを設定し、児童・生徒と施設利用者の動線を分離します。
- 授業時間中は、学校関係者以外が使用する施設のあるアリーナ棟内部にセキュリティラインを設定し、学校教育が行われている施設と分離を行います。
- 休日を含む授業時間外は、アリーナ棟に配置されているすべての施設及び屋外運動場を広く開放するため、教室棟とアリーナ棟の間にセキュリティラインを設定します。これに加え、特別教室も地域へ開放を行う場合は、教室棟内部において特別教室と普通教室、管理諸室との間にセキュリティラインを設定します。
- 部外者の侵入を防ぐためのセキュリティ対策(入退室管理、監視カメラ設置等)を徹底します。
- 利用時間帯の分離や共用スペースにおける監視体制の強化を検討します。
- 災害時における多様な利用者の避難経路や誘導體制を明確にし、訓練を通じて周知徹底を図ります。

■ 複合化・多機能化によるゾーニングのイメージ図(休業日や放課後の例)



■ 場所別・時間帯別利用対象者例

場所別・時間帯別 利用者早見表		時間帯		
		学校授業日 日中	学校授業日 授業後～夜間	学校休業日
屋外運動場		学校利用	放課後関連事業、地域利用等	
普通教室棟	普通教室・管理諸室			
	特別教室			
アリーナ棟	多目的室	学校利用	放課後関連事業、地域利用等	
	メディアセンター			
	屋内運動場			
	放課後こどもクラブ		(開設準備)	放課後こどもクラブ
	地域連携室	地域利用		
	複合化施設	一般利用（使用時間帯は複合化する施設による）		

5-2 管理運営体制の構築

○複数の施設が複合化される場合、各施設の管理運営主体間の役割分担、費用負担及び利用調整に関する明確なルールを策定します。

○必要に応じて、共同管理運営組織の設置や指定管理者制度の活用を検討します。

5-3 教育環境への配慮

○複合化・多機能化によって、学校の教育環境(騒音、プライバシー等)に悪影響が出ないよう、ゾーニング、騒音対策及びプライバシー保護のための設計に最大限配慮します。

○学校行事や授業に支障が生じないよう、地域利用等とのルールを明確にします。

5-4 地域住民との合意形成

○計画の初期段階から、地域住民や関係団体との対話、意見交換の機会を設けます。

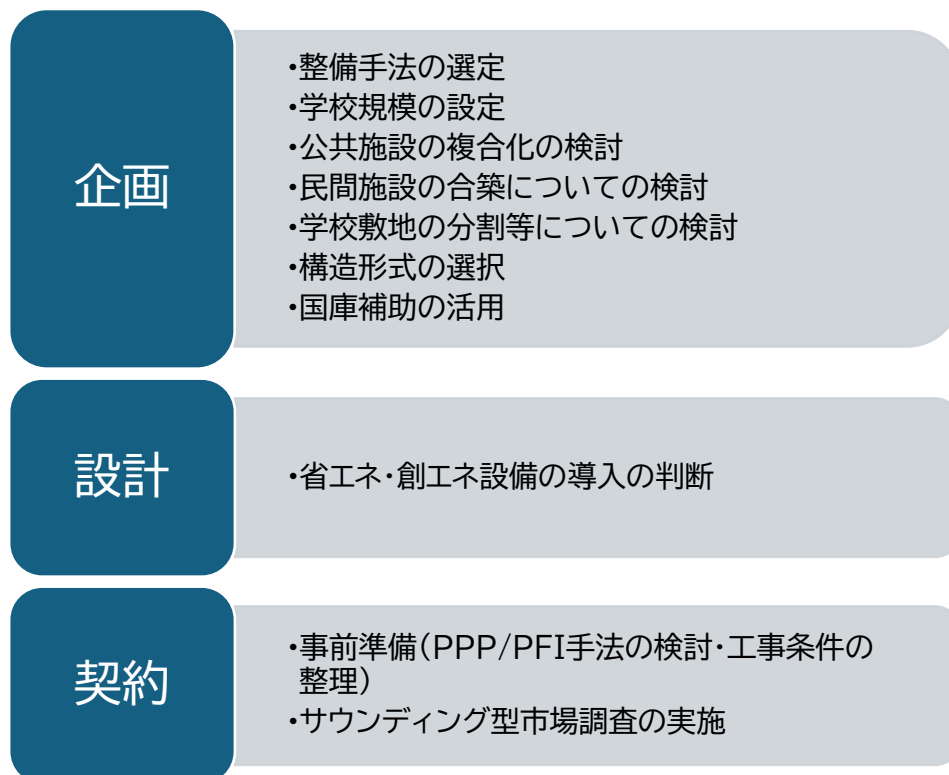
第5章 LCC(ライフサイクルコスト)の最適化

1. LCC最適化のための検討事項

本章では、建設費、運用費、保全費、将来の修繕費、更新費等を含むライフサイクルコスト(LCC)を総合的に評価し、イニシャルコストとランニングコストのバランスを考慮した最適な整備方式や学校仕様の選定に関する観点を示します。また、設計・建設の段階においては、公民連携手法(PPP/PFI)を含め、効率的かつ着実に整備を進めるための手法について検討します。

検討に当たっては、企画段階、設計段階、契約段階の各フェーズにおいて、それぞれコストの縮減・最適化を検討します。

【各フェーズにおける検討ポイント】



2. 企画段階の検討ポイント

2-1 整備手法の選定

どのような整備手法を選択するかによって、整備に要するコストに差異が出ます。本方針の第2章(安全・安心な学びの環境の確保)に基づき、多様な整備手法を検討するに当たっては、教育環境への影響、工事期間といった考慮要素に加えて、コスト最適化を図れる整備手法を検討します。具体的には、廃校となった学校を仮設校舎として活用すること、公園など周辺の大規模な土地を活用して仮設校舎(用地の交換が可能な場合は本校舎)を建設すること、複数校を地域単位で一体的に整備すること等のコスト面で優位性が高い手法を検討し、効率的な整備を目指します。

2-2 学校規模の設定

床面積の増加は整備費用の増加につながるため、新たに整備する学校は、必要諸室の集約化やオープンスペースの有効活用など、校舎面積を最大限に活用するため、創意工夫を図る必要があります。本方針の第3章(標準仕様の設定)に基づき、将来の児童・生徒数の推計値を基に、個別の学校ごとの事情を考慮した上で諸室の種類、数、面積等新たに整備される学校の仕様を決定し、校舎面積が過大にならないよう配慮します。

2-3 公共施設の複合化の検討

公共施設を学校敷地内に複合化することは、学校が地域コミュニティの拠点であることからも有意義ですが、整備費用、維持管理費用の効率化の観点からも有効です。一般的に、施設の床面積の大きさに比例して当該施設の改築、改修及び維持管理に要する費用が増える傾向があります。学校施設の整備に当たっては、本方針の第4章(学校施設の複合化と多機能化)に基づき、周辺公共施設の複合化を検討し、公共施設の延べ床面積を縮減し、上記費用の削減を図ります。

2-4 民間施設の合築についての検討

学校は、広い敷地面積を有する公共施設である一方、容積率を十分に活用できていない傾向があり、民間施設の合築を検討する余地が大きい施設です。

本方針において、「民間施設の合築」とは、学校施設の上層又は下層に民間施設(商業施設、オフィス等)を建設することを指します。この場合、民間施設の建設に合わせて学校施設も整備するので、学校施設の整備に要する費用の全部又は一部を民間企業の負担とした上で学校を整備できる可能性があります。また、民間施設が学校敷地上に建設されるので地代収入も見込めます。

民間施設の合築を行う場合は、当該施設と学校施設の間のセキュリティラインの切り分けを工夫する必要があります。

また、合築できる民間施設の種類は、建築基準法上の用途制限に適合する必要があります。例えば、学校が住居専用地域に位置する場合、住宅以外の用途での土地利用が制限されるため、商業施設やオフィスとしての利用ができない場合があります。そのため、学校ごとの個別整備計画を策定する際に、学校の敷地面積や用途地域に応じて民間施設の合築の可能性を検討することが必要です。

※なお、不動産デベロッパーや建設会社を対象に行った個別サウンディング(令和 7 年 11 月から令和 8 年 2 月までにかけて実施)では、商業施設やオフィスとの合築は、建物のスパンが合わず開発コストと見合わない点、柱の位置や避難経路の確保など商品性確保が困難である点、事業化が可能であっても用途地域上の制限から民間施設が小規模となってしまう点及び権利関係が複雑である点から、メリットが感じられず実現性がないとの意見が多い状況でした。

このことから、現状では、市内の学校敷地において、民間施設の合築を行い、整備に要する費用の全部又は一部を民間企業の負担とすることは現実的ではありません。

2-5 学校敷地の分割についての検討

学校施設を新たに整備する際、校舎及び屋外運動場の建設に必要な面積は、概ね次の表のとおりとなります。実際には、敷地の形状、高低差等の影響もあることから、合計の数値よりも大きな敷地が必要になることを勘案すると、小学校で 1.5ha~2ha 程度、中学校や義務教育学校で 2ha~2.5ha 程度の敷地を確保することが必要となります。

	校舎棟	体育館棟	校舎棟・中庭等	屋外運動場	合計
小学校(500人規模)	3,000㎡×3階	1,200㎡×2階	2,400㎡	5,000㎡	11,600㎡
小学校(700人規模)	3,500㎡×3階	1,200㎡×2階	2,600㎡	7,000㎡	14,300㎡
中学校(500人規模)	3,000㎡×3階	1,600㎡×2階	2,400㎡	6,200㎡	13,200㎡
中学校(800人規模)	3,000㎡×3階	1,600㎡×2階	2,600㎡	8,400㎡	16,100㎡
義務教育学校(900人規模)	3,000㎡×3階	1,700㎡×2階	2,600㎡	8,400㎡	16,200㎡

一部の学校は、2.5ha を超える大規模な敷地を有していることから、学校整備に必要な十分な面積を確保した上で敷地の一部を分離し、商業施設や高層住宅を誘致する等の方法により、整備に要する財源の確保を図りながら、まちづくりと一体的に学校を整備できる可能性があります。

さらに、学校には必ず屋外運動場が存在するため、校舎で敷地に対する容積率を使い切ること考えられず、分離する敷地において容積率を有効活用する方法等による財源確保の検討が可能です。

なお、学校敷地の分割について、具体的な検討を行う際には、財源確保の観点だけでなく、近隣住民の住環境への影響を勘案するものとします。

※令和 7 年 11 月から令和 8 年 2 月までにかけて、不動産デベロッパーや建設会社を対象に行った個別サウンディングでは、「大規模な敷地を有する学校は駅から離れた場所に位置していることが多く、規模の大きな共同住宅の立地条件としては適さない。しかし、千里地区の学校については、駅から離れていても住宅需要が見込め、立地についても比較的大きな道路に面するなど、開発を行う条件を備えており、学校敷地の分割について具体的な検討に値する。」との意見が多くみられました。

2-6 構造形式の選択

(1) 構造選択の意義

どのような構造で学校施設を建設するかによって、学校の建設コスト及び維持管理コストに影響が及びます。そのため LCC を最適化するには、学校施設の構造として何を選択するかが重要になります。ここでは、選択候補となる各構造の特徴を整理した上で、選択基準を示します。

なお、学校施設の安全性及び快適性が十分に確保され、学校教育活動が円滑に行える環境を創出することが大前提であり、これを度外視し、LCC 最適化の観点のみから特定の構造を選択することはありません。

(2) 各構造の特徴

木造(W 造)、鉄筋コンクリート造(RC 造)、鉄骨造(S 造)の3つの構造を選択候補として設定します。それぞれの構造の特徴は、以下の表に掲げるとおりです。

観点	W造	RC造	S造
構造	・大きなスパンを実現することが困難	・高層建築物を建設可能 ・設計経験が豊富な設計者が多く存在する。	・高層建築物を建設可能 ・設計経験が豊富な設計者が多く存在する。
材料	・材料性能のばらつきが他構造に比べて大きい。 ・木材の種類、乾燥方法、使用料、加工によって調達コストが変わる。	・強度指定が可能。 ・現場施工の場合、施工精度等の注意が必要。	・材料の均一性に優れており、強度が高い。
防耐火	・木材は可燃材料であるが、燃えしる設計や被覆にすることによって、耐火構造、準耐火構造とすることが可能。	・耐火性能が高い。 ・耐火構造、準耐火構造への対応が容易。	・500度を超えると強度が低下するため、耐火被覆が必要。
劣化対策・維持管理	・腐朽、蟻害に注意が必要。 ・水分の影響を受けやすいので、通気性を高める工夫が必要。	・ひび割れ、中性化に注意が必要。	・躯体、接合部、ボルト等のさびに注意が必要。
温熱環境	・熱伝導率が低い。 ・調湿性が高く、室内環境の向上に寄与する。	・熱伝導率が高い。 ・熱容量が大きく蓄熱性が高い。	・熱伝導率が非常に高い。
音環境	・遮音性が低く、周囲への十分な配慮が必要。	・遮音性が高い	・遮音性が低く、周囲への十分な配慮が必要。
耐用年数	・40年	・80年	・60年

※国土交通省が公表している建築物着工統計(建築基準法第15条第1項の規定により届出が義務づけられている建築物を対象とする統計調査。以下「建築物着工統計」という。)によれば、学校校舎の躯体の部材として、鉄筋コンクリート、鉄骨、木、鉄骨鉄筋コンクリート、無筋コンクリートが掲げられていますが、鉄骨鉄筋コンクリートは鉄筋コンクリートと比べ強度は上回るもののコストが高くなるので、高層化校舎の建設等の強度が求められるケースでのみ採用される部材であることから選択肢から除外し、無筋コンクリートは本市で建設する学校校舎には強度不足であることを理由に選択肢から除外しました。

(3)構造選択の基準

木造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造の3つの構造は、上記のとおりそれぞれの構造ごとに特徴がありますが、いずれも学校施設として法令上必要とされる性能(耐震性能、耐火性能等)を備えており、全国の学校施設の躯体構造として採用されてきた実績があります。よって、性能面から優劣を付けることは難しく、いずれの構造を採用するかは、コスト比較によって決定するものとします。

なお、校舎内(屋上を含む。)にプールを設置することとした場合は、その校舎の躯体はRC造のものとなります。

(4)コスト比較の方法

イニシャルコスト・ランニングコスト・解体コストをそれぞれ概算し、これらの総額をそれぞれの構造ごとの耐用年数(木造40年、鉄筋コンクリート造80年、鉄骨造60年)で割り戻すことによって得られた「単年当たりのコスト」で比較を行います。

なお、学校施設の建設に当たり、補助金等を利用する場合は、構造ごとに補助率が異なる場合が想定されます。このような場合には、イニシャルコスト・ランニングコスト・解体コストの総額から補助金額を控除した上で耐用年数での割り戻しを行うこととします。

1 イニシャルコストの概算方法

イニシャルコストは、それぞれの構造ごとの工事費の額と読み替えることができます。

工事費の概算は、以下の(ア)から(ウ)までの方法により行うこととし、設計業者へのサウンディングにより、算出した概算工事費の妥当性について意見を聴取した上で、各構造の概算工事費として確定します。

(ア)直近同種の建築物の工事費を参考にする方法

構造ごとに、直近で建設された建築物の工事費を調査し、平米単価を概算します。その際、当該建築物の延床面積、形状、用途等の各要素について、建築予定の校舎との類似性に配慮することとし、他の自治体の建築物を参考にする場合は、地域ごとの特殊事情が単価に影響を与えていないかにも留意するものとします(地場産の木材を使用している等)。

(イ)必要となる建材の量を設定し、建材単価を掛け合わせる方法

児童・生徒数を基準とした必要諸室の数が確定できれば、当該諸室を配置した想定上の校舎図面の作成が可能になります。当該図面から校舎の建設に必要な建材の種類、量を算出し、建材単価を掛け合わせることで工事費を概算します。これを延床面積で割り戻すことにより、平米単価を算出することができます。

(ウ)建築物着工統計を利用する方法

建築物着工統計のうち、「用途別、構造別／建築物の数、床面積、工事費予定額」の資料を利用して、コスト概算を行います。学校の校舎について、木造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造の構造別に床面積の合計値及び工事費予定額が示されているので、それぞれの平米単価を算出することができます。

2 ランニングコストの概算方法

構造種別によって影響を受けるランニングコストとして大規模改修費用が想定されます。大規模改修の実施時期は、学校施設の築後20年、40年及び60年のタイミングであり、各タイミングの改修費用は、学校施設の建築に係る工事費の30パーセント(築後40年で実施するRC造の学校施設の改修の費用は、同工事費の60パーセント)で概算します。

3 解体コストの概算方法

構造種別によって、耐用年数の限界を迎えた際の解体コストが異なります。当該コストは、直近で解体された建築物の解体コストを参照することにより概算します。

(5)構造の決定

上記のコスト比較の結果、単年当たりのコストが最も安価となる構造を最適構造として選択し、当該構造を中心に基本設計の提案を受け付けます。

設計業者が他の構造の方がよりコストを抑えて学校施設を建設できるという内容の提案をした場合であり、かつ、要求すべき学校施設の水準が確保されている場合にあっては、当該提案を採用するものとします。

なお、本方針の策定時点において、単年当たりのコストが最も安価となる構造は、鉄骨造であり、鉄骨造を中心に基本設計の提案を受け付けるものとしますが、各校の個別整備計画を策定する際は、構造ごとの単年当たりのコストを比較した上で最適構造を決定するものとします。

2-7 国庫補助の活用

学校施設の整備に当たっては、費用を本市と国で負担します。国の負担については、学校施設環境改善交付金などの国庫補助金の活用や、地方交付税措置により国の財源保障のある地方債の活用を主に活用します。国庫補助金や地方債の対象経費・補助要件は整備内容によって異なるため、整備手法等を検討する場合は適用要件を十分に確認し、財政的メリットを検証した上で整備手法の選択、補助金・地方債の活用の是非を判断します。

3. 設計段階の検討ポイント

3-1 省エネ・創エネ設備の導入の検討

省エネ・創エネを促進する設備の導入は、環境負荷の低減に寄与するだけでなく、長期的に学校の維持管理コストの削減が見込まれます。そのため、学校の設計を行う際には、常に最新技術の導入を検討し、導入することにより機器設置後15年程度で経費回収が見込まれるなど、着実な費用対効果が見込まれる場合は、最新機能の導入の検討も行いつつ、以下の観点を考慮し設計を進めます。

(1)空調

1 高効率で熱源のロスが少ないような配置や配管を検討

敷地の状況にもよるが機器のメンテナンスや更新ができるよう可能な限り1階の日陰に配置する。ただし、災害等により浸水の可能性があるエリアの場合は屋上などに庇をつけて配置するなど、建物配置、面積、階高等の状況に合わせ最適な配置を行います。

2 熱源の検討

熱源については電気・ガスそれぞれの性質を勘案し単純なコスト比較だけではなく、導入場所や使い方も検討材料にする必要があります。例えば、屋内運動場など、発災時に多

人数の避難所となる場所は、ライフラインが停止した際においても一定期間エネルギー供給の機能を保持することが求められます。このような場所では、プロパンガスによる対応ができるガスを採用しつつも、太陽光発電と蓄電池の組み合わせにより一定の電力を確保する等、校舎の配置や使用用途によって電気・ガスを複合的に利用することなども選択肢に含めその時点で最適な熱源を選択する必要があります。

3 熱交換器の採用

熱交換器とは、室内の換気をする際に、排気する室内の空気と屋外の空気を直接混ぜずに隣り合わせで通過させ、熱だけを移動させる器械を指します。

熱交換器を設置することで、空調のエネルギー効率を上昇させ、冷暖房の負荷を軽減することができます。

熱交換器を設置する際は、教室等の居室に設置するものとし、同室から廊下、トイレ等の共有部へ空気が流れるよう設計します。

4 断熱仕様の採用

空調のエネルギー効率を上昇させるためには、学校施設を断熱仕様とすることが効果的です。壁内への断熱材の封入、主要な教室への2重サッシの採用等の断熱仕様を検討します。

(2)採光

1 自然光の利用

教室への採光は、可能な限り自然光を取り込めるよう、構造の工夫や採光用のブラインドの採用などを検討します。

2 照明機器の選定

照明機器は、LEDを採用した場合、蛍光灯等の非 LED の照明器具と比較し、1/2程度の電気使用量となります。

諸室の照明は、単純なオン・オフだけではなく、系統ごとに調光可能な照明器具を採用します。

廊下、トイレ等の共有部分については、人感センサーの採用などエネルギーを無駄にしない機器の導入を検討します。

(3)創エネ技術の採用

1 太陽光発電設備の設置

太陽光発電設備の設置等により創エネをすることが重要ですが、設置コストとの費用対効果の検討が必要です。例えば、太陽光発電が可能な窓ガラス等の最先端の設備は、発

電効率に対して設置コストが高額な点、三期休業がある学校において大規模な蓄電池の設置が必要になる点等、現時点においては、導入に当たり、コスト面での課題があります。将来的には、技術開発の動向等を踏まえ、費用対効果に見合った創エネ手法や規模を検討します。

4. 契約段階の検討ポイント

4-1 契約段階でのコスト最適化の観点

(1)適切な公民連携手法の選定

公民連携手法（PPP（Public Private Partnership）/PFI（Private Finance Initiative）手法。以下「PPP/PFI 手法」という。）の導入により、財政負担の平準化やコスト削減が見込めます。そのため、学校施設の整備においては、「豊中市公民連携手法の選定に関する基本指針」に基づき、各学校施設の整備における PPP/PFI 手法の導入可能性について、丁寧に検討する必要があります。

(2)サウンディング型市場調査の実施(受注者の確保)

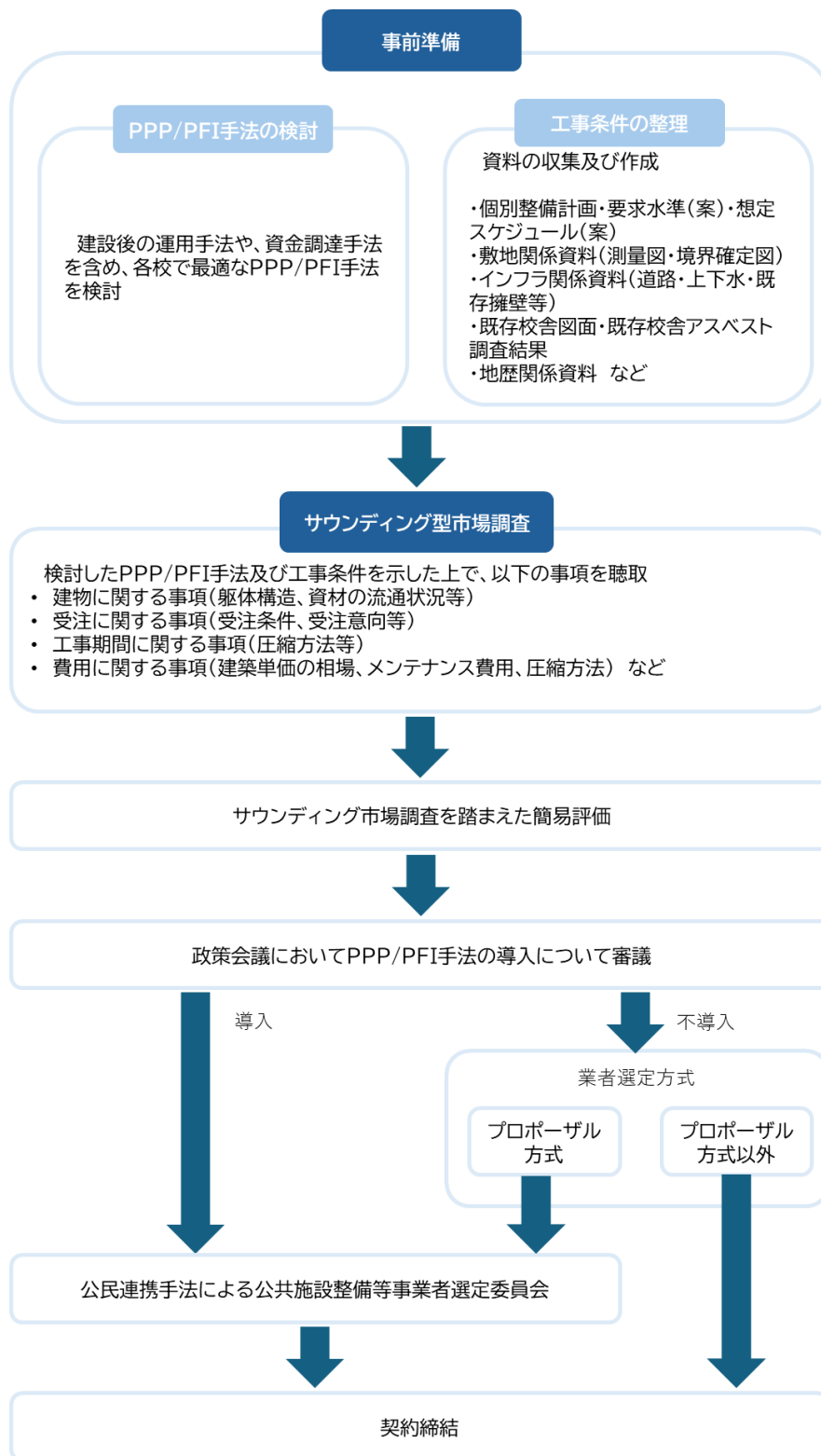
学校施設の整備は、規模が大きな公共工事であるため、工事を受注できる事業者が限定されます。仮に、受注事業者が確保できなければ、整備が遅滞し、学校施設の耐用年数の限界までに整備を完了できず、安全な教育環境を維持できなくなるおそれがあります。

また、入札不調等による整備の遅滞は、物価上昇による工事経費の増加等の財政面の問題を生じさせることとなります。

そこで、事業者に対して、サウンディング型市場調査を実施し、どのような内容及び条件であれば設計・工事の受注が可能であるか聴き取りを行い、市場動向を踏まえた適切な要求水準を整理することで、受注事業者を確保し、円滑な学校施設の整備を実現します。

4-2 契約手法の決定までの流れ

上記の観点を踏まえ、学校施設の整備における契約手法の決定までの流れは、以下のとおりとします



(1)事前準備

サウンディング型市場調査においては、事業者に対して、市が適切と判断した PPP/PFI 手法及び工事条件(敷地状況、工事期間、概算見積額等)の提示が不可欠であるため、これらの事前準備が必要となります。

1 PPP/PFI 手法の検討

「豊中市公民連携手法の選定に関する基本指針」を参照し、整備を行う学校に適した PPP/PFI 手法を検討します。その際、以下に掲げる学校施設整備に特有の3つの観点に留意し検討を進めます。

【観点1】事業者の自由で柔軟な提案に期待できる手法

PPP/PFI 手法のうち「DB 方式」や「PFI 方式」は、市が建築物の仕様を決定して事業者を募集する従来の仕様発注ではなく、性能発注により事業者を募集します。性能発注では、市が求める建物の性能を満たす範囲で事業者が仕様を提案できるため、民間の創意工夫を活かすことが期待されます。

学校整備においては、より良い教育環境を実現する施設の提案が期待できることから、これらの手法を取り入れることを積極的に検討します。

【観点2】管理運用(O(Operate))を含む手法が検討対象として妥当でないケース

PPP/PFI 手法のうち「管理・運営(O(Operate))」を含む手法においては、学校施設の維持管理業務(施設・設備の法定点検、警備員の配置、日常の小修繕等)や複合化する公共施設の運営を民間事業者が担うことで、業務の効率化や管理運営費用の縮小が期待できます。一方で、学校施設の維持管理業務が包括施設管理業務委託に含まれている場合は、業務の一部を包括施設管理業務委託から切り出すことを意味し、一括管理のスケールメリットを失わせることとなります。

そのため、学校施設の整備においては、複合化する公共施設の種類や運営形態、既存の包括管理との整合性、コスト面の影響などを検討した上で、「O」を含めるかどうかを検討します。

【観点3】「PFI 方式」の妥当性

PPP/PFI 手法には、民間が資金調達を行って建物を整備する方式も含まれます。これらの手法には、建物完成後又は事業終了時に所有権が市に譲渡される手法と、事業終了後も所有権が民間事業者に帰属する方式があります。後者の手法では、人口増加に伴う学校施設の増築や余剰教室を活用した公共施設の複合化など、公共施設の柔軟な活用が制約される可能性があります。また、国の補助金や市債の発行による財源確保が困難となることも考えられます。一方で、工事期間中に使用する仮設校舎や児童・生徒数の一時的な増加に伴う校舎増築など使用期間が限定されている建物については、必ずしも所有権を市に帰属させる必要はありません。

所有権が市に帰属しない手法の検討に当たっては、建物の整備内容、使用期間及び長期的な市の財政負担を総合的に考慮する必要があります。

2 工事条件の整理

敷地状況、要求水準(案)、想定工期等の工事条件が明確でなければ、事業者は工事の概要が把握できず、見積作成や、受注可能性について意見できません。よって、サウンディング型市場調査の前にこれらの条件の整理が必要です。また、これらの条件を精緻に整理することで、工事条件の確認不足による整備の進捗停止を未然に防ぐことにもなり、遅延に伴うコスト増を回避することができます。具体的には、次に掲げる資料を収集及び作成します。

- ・個別整備計画・要求水準(案)・想定スケジュール(案)
- ・敷地関係資料(測量図・境界確定図)
- ・インフラ関係資料(道路・上下水・既存擁壁等)
- ・既存校舎図面・既存校舎アスベスト調査結果
- ・地歴関係資料 など

(2)サウンディング型市場調査

事業者に対して、PPP/PFI 手法及び工事条件を提示し、設計・工事を受注可能であるか確認を行います。具体的な確認事項は、次に掲げるとおりです。

- ・建物に関する事項(躯体構造、資材の流通状況等)
- ・受注に関する事項(受注条件、受注意向等)
- ・工事期間に関する事項(圧縮方法等)
- ・費用に関する事項(建築単価の相場、メンテナンス費用、圧縮方法) など

受注可能性がないと判断される場合は、事業者の意見を聴取した上で、PPP/PFI 手法の見直し、想定工期の再調整等を行い、実現性のある要求水準を整理します。

なお、サウンディング型市場調査を行う際は、同一整備グループの複数の学校の整備をまとめて受注すること等により、設計・工事費用の削減や工期短縮を実現できないか、事業者を確認することとします。

(3)簡易評価及び導入判断

サウンディング型市場調査の結果を踏まえ、簡易評価を実施し、政策会議において、導入の判断を行います。

なお、学校施設の整備事業は、過去事例の蓄積があることから、詳細評価を実施せずにPPP/PFI 手法の導入判断を行うものとします。

(4) 公民連携手法による公共施設整備等事業者選定委員会への諮問

PPP/PFI 手法が導入される場合及び事業者選定の方法がプロポーザル方式による場合は、公民連携手法による公共施設整備等事業者選定委員会に諮問を行い、事業者の選定に関する意見の答申を受けた上で、契約相手方となる事業者を選定し、契約を締結します。

第6章 整備に伴う影響

学校施設の整備は、学校教育活動等に一定の影響を与える可能性があります。本章では、当該影響及びその対応策を示します。

1. 学校教育活動への影響

1-1 学校教育活動場所への影響

各学校の整備手法は多岐に及び、選択する整備手法によっては、整備期間中、屋外運動場、屋内運動場等の広さが十分に確保できないという問題が生じる可能性があります。このような場合には、近隣の学校施設の共用、公園等の大規模な土地の利用等を検討します。

1-2 地域クラブ活動への影響

本市では、令和10年度8月末を目途に、生徒が将来にわたり多様な活動機会を確保できるよう、学校が活動主体であった部活動を地域団体が主体となる「部活動の地域展開」へと移行を進めています。しかしながら、屋外運動場の利用制限や公園等に設置された仮設校舎での学校教育活動期間中など、学校を活動拠点とする地域クラブ活動においては、活動場所が制限されたり、活動が一時的に困難になる期間が生じたりする可能性があります。

今後、豊中市が認定する地域クラブ活動「とよチャレ」では、校区にとらわれずに参加できる地域活動の選択肢を設けるなど、きめ細やかな制度設計を行い、生徒の活動機会の確保に努めます。

1-3 環境面への影響

整備する学校の建設期間中は、工事に伴う騒音、振動、粉塵等の発生に加え、日照の変化など、様々な環境面での影響が懸念されます。これらの影響は、児童・生徒の教育環境や学校生活に支障をきたす可能性があるため、最大限の配慮が必要です。

工事設計業務の公募に当たっては、児童・生徒の教育環境のみならず、周辺住民への影響も考慮し、騒音や振動の低減策、粉塵の飛散防止対策を含めた、環境負荷を最小限に抑える工事手法の提案を求めます。

1-4 安全面への影響

選択する整備手法によっては、児童・生徒の学習時間中に工事が行われることが想定され、工事車両の通行に伴う危険の発生も見込まれます。また、通学途上においても同様の問題が懸念されます。児童・生徒が学習している場所での整備工事において、安全確保が極めて重要であることから、工事関係者に対して安全確保を徹底させるとともに、児童・生徒が工事区域に誤って立ち入ることを防ぐため、児童・生徒及び保護者に対して安全に関する注意喚起及び工事情報の提供を継続的に実施します。

2. 通学への影響

本市では、通学時間が最大で概ね 30 分以内となるよう、通学距離を設定しています。通学手段は、徒歩を基本としつつ、校区外通学等の場合には、路線バス等の公共交通機関の利用を選択できるようにしています。

学校施設の整備手法を検討する際には、周辺の大規模な土地の活用も視野に入れますが、その際にも、通学距離・時間については、上記の考え方にに基づき、児童・生徒に過度な負担が生じないように十分に配慮する必要があります。なお、公共交通機関を利用しても通学時間が 30 分を大幅に超える場合や、徒歩以外の代替手段が存在しない地域については、個別に対応策を検討する必要があります。

3. 放課後子どもクラブ事業及び校庭開放事業への影響

3-1 放課後子どもクラブへの影響

放課後子どもクラブは、就労等により保護者が放課後に不在の児童にとって重要な居場所となっています。1 室当たりの児童数が 40 人という基準を満たすため、どのような整備手法を採用したとしても、整備期間中を通じ、クラブ室を確保します。

3-2 校庭開放事業への影響

校庭開放事業は、児童の自主的な遊び場所を提供する場として実施していますが、部活動と同じく活動場所が制限され、場合によっては活動ができない期間が生じることも想定されます。この場合、屋内施設の活用など、代替場所を可能な限り確保し、事業の継続を図ります。

4. 学校体育施設開放事業への影響

学校体育施設開放事業は、市民が日常生活の中でスポーツ活動に親しむことができるよう、学校教育に支障のない範囲において、学校の体育施設を開放し、市民の健康維持と体力の向上に資するための事業です。

選択する整備手法によっては、整備期間中、屋外運動場、屋内運動場等の利用に制限が生じる場合があります。学校体育施設開放事業においても、スポーツ活動に必要な活動場所の広さが十分に確保できない、又は安全性が担保できない状況が生じる場合があります。

このような場合には、近隣の学校の体育施設の利用調整、市の保有する土地の活用等、周辺の状況を踏まえながら、可能な限り事業を継続する手法を検討します。

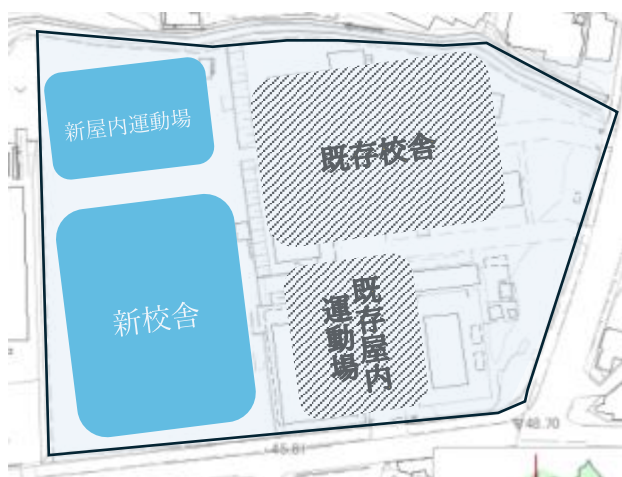
開放事業に影響が生じ得る整備手法の例

下図のように、

- ① 新校舎・新屋内運動場を建築
- ② 既存校舎・既存屋内運動場を解体

という「単独整備」の手法で整備する場合、既存校舎部分等を新しく屋外運動場にするため、解体期間中は屋外運動場が十分に確保できません。

このような場合に、開放事業が一部又は全て行うことができないことが想定されます。



5. 避難所への影響

学校施設は、指定避難所・指定緊急避難場所(以下「指定避難所等」という。)に指定されており、災害発生時には、地域住民の避難を受け入れる機能を有しています。

特定の学校の整備期間中、当該学校は、避難を受け入れることは困難になります。しかし、小学校区ごとに複数の施設が指定避難所等に指定されており、近隣の指定避難所等が当該学校の避難所機能を代替することとなります。

第7章 計画的な学校整備に向けて

1. 整備手法などの検討時期について

本市では、令和8年度時点で築40年を超える校舎・屋内運動場を有する学校は49校、築60年を超える学校は17校に達しております。今後、これらの学校を計画的に整備するため、以下の考え方に基づき複数校をグループ化し、グループごとに整備対象校、整備手法、整備時期を検討します。

① 建築年度の古い順に複数校をグループ化する

建物の最大使用年数を80年としていることから、整備の検討に当たっては、校舎・屋内運動場の建築年度を基準として、すべての学校を6つのグループに区分し、建築年度の古いグループから整備手法の検討を進めます。また、コンクリート圧縮強度や施設健全度等の評価により、早急な整備が必要と判断される学校がある場合には、建築年度に関わらず優先して検討を行います。なお、最初に整備の検討を行う学校は、長寿命化計画において示されている6校とします。

② セットで整備を行う学校も含め、本方針に基づき整備手法を検討する

本方針に基づき整備手法を検討する中で、仮設校舎や空き校舎を活用することで近隣校を効率よく整備できる場合や、学校再編により同時期に整備が必要となる学校がある場合には、それらの学校も同一グループに含めて整備手法を検討します。

③ 同一年度に開校するのは原則2校まで、建設工事を行う学校は原則3校までとする

整備時期が重なることで、児童・生徒や学校関係者の負担が大きくなることを避けるため、同一年度内に開校する学校は原則2校までとします。また、施工事業者の確保及び市の財政負担の平準化のため、同一年度に建設工事を行う学校は原則3校までとします。整備スケジュールの検討に当たっては、これらの条件を踏まえ、各校の事業開始年度を適切に調整します。

④ 校区・地域と調整後、長寿命化計画にて整備計画を公表する

グループ内の学校の整備手法及び整備時期については、学校関係者や地域住民との対話を行いながら検討を進めます。これらの検討の結果、グループごとに整備対象校、整備手法、整備時期を取りまとめ、長寿命化計画において公表を行います。

公表の時期については、検討期間及び周知期間を十分に確保する必要があることから、すべての学校が建築後80年以内に整備を完了できる必要があることを考慮し、下記の表のとおりとします。

2. 整備プロセスと推進体制

学校施設の整備を推進するに当たっては、教育環境の充実を図るため、教育委員会事務局各課が連携して取り組む必要があります。あわせて、地域との連携、環境への配慮、防災機能の向上、施設の複合化・多機能化等を検討するため、市長部局各課との連携も不可欠となります。

そのため、教育委員会事務局内の学校施設管理を担当する課が中心となって部局横断的な検討体制を確保することにより、様々な課題を迅速かつ適切に解決しながら、学校施設の整備を計画的に推進します。また、個別校の整備条件の整理・調査に当たっては、特に早い段階から市長部局と情報共有を図ることが重要となることから、関連部局を含む学校施設整備条件検討会議を設置し、学校ごとに整備に関する課題の整理や法令上の手続きについて検討します。

■学校整備プロセス

